

決算審査特別委員会 (一般・特別会計)

平成 17 年 11 月 11 日
〔第 3 日〕

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	恵崎	良司
委員	坂口	久信
委員	岩島	好
委員	木下	繁義
委員	田口	靖
委員	竹下	武幸
委員	吉田	俊章
委員	坂口	祐樹
委員	見陣	泰幸

以上 10名

午前9時32分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

11月7日に引き続いて委員会を再開します。

再開に当たりましてご報告をいたします。教育長は前もって会議の予定が入っていたため決算委員会の日程が動いたためどうしても出席できないということです。それと、給食センター所長は身内の方のご不幸のために欠席になっています。

決算審査特別委員長（末次利男君）

災害復旧費から最後の予備費までの決算書 199 ページから 206 ページまで、行政実績報告書では 60 ページから 61 ページを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 災害復旧費・公債費・予備費の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

岩島委員

実績報告書の 60 ページの災害の件ですけれども、農地と施設の補助率とそれから個人負担率を教えてください。

土地改良課長（永淵孝幸君）

まず、農地、施設ですけれども、この台風災害が激甚災害となって、それから、梅雨前線豪雨の分がその他の災害となっております。しかし、うちの方では、災害が同じような形態で台風災害にそれが匹敵するののかというのを現地で把握できませんので地元負担金として考慮するような形をとっております。16年度はですね。それを考慮したところで申し上げます。

農地が受益者負担分が 3.56%、国、県補助金が 88.43%、町負担が 8.01%となります。施設の分が、道路が 1 カ所あって、水路が 1 カ所っております。これは地元負担は水路のみです。地元負担が 0.36%、町の分が 5.05%、国、県が 94.59%です。

以上です。

岩島委員

財政課長にお尋ねですが、公債費が一番高いのはいつですか。今の段階で県下。

財政課長（大串君義君）

中期財政計画で算定をいたしております数値では、平成 20 年度に 599,000 千円が一番ピークとなります。

木下委員

審査意見書の 21 ページ。15 年度は公債費が 10%を超えないのが望ましいということ
で計算されていますが、16 年度の場合は 15%を超えないことが望ましいという事
に変わっていますがこれについての説明をお願いします。

財政課長（大串君義君）

私のほうでこの審査意見書は作っておりませんのでわかりませんが、私どもは、ず
っと 15%を超えないことが望ましいという事で以前からも私どもは把握していたとい
うことです。

監査委員（土井康彦君）

15 年度以前の公債費率の%が 10%になっていたんですが、県からの指導等の書類を見
ると、15%ということで。以前から 10%というやり方できとったわけですよ。いつ改正
されたかという点については調べておりませんが、正式には国、県あたりの財政
的な感覚で 15%というような表示をされているのが正確な数字です。

恵崎委員

決まりとか法的でなく一つの目安としてあると思うんですよ、今どこで厳しくなっ
たけんが、そういうふうには緩和という感じがしますが、してくれたのではないですか。

監査委員（土井康彦君）

一つの目安として財政当局が示しているという数字です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前 9 時 44 分 休憩

午前 9 時 57 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

これで歳出の審査は終わりましたので、ただいまから歳入と財産の調査に関する審査
に入ります。

決算書 15 ページから 64 ページまで及び 311 ページから 322 ページまで、行政実績報
告書では 18 ページから 30 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 一般会計歳入についての説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

恵崎委員

27 ページの 19 の諸収入のところの数字の件ですが、収入済額が 105,821 千円ですか、審査意見書の 4 ページの数字が諸収入には 102,544 千円となっていますがこの数字のいくらかの違いは、327 千円くらいですか、この違いはどうなっていますか。行政実績報告書の 25 ページの財産収入の 12,791 千円と同じく 4 ページの 25,167 千円とそれも数字が違ってきます。それと 21 ページの使用料の収入済額 53,238 千円、それが普通会計でなっとっけんですけど、他のとは普通会計が多かたですけども、この諸収入だけは一般会計のこの 27 ページの数字が多かたですけど、普通会計と一般会計という分にはわかりますが、諸収入だけは 27 ページのところが多くなっているんですが、その辺教えてください。項目は 4 つです。使用料と手数料、財産収入、諸収入。

財政課長（大串君義君）

行政実績報告書と決算書との数値については整合性ということで、審査意見書の数値がどういう数値が上がっているのかというのがですね。

恵崎委員

のっくらんですか。諸収入以外は 4 ページのほうが多いのですが、大きな項目では一般会計としてありますが、この表そのものは普通会計としてありますから、こっちのほうは山林か何か多いのかなと私は考えたんですけど、諸収入に関しては審査意見書より報告書は純然たる一般会計でしょ、そっちのほうが多かたですよ。私たちが見ていて普通会計と一般会計とは違うという事はわかるが、他の 2 つは普通会計が多くて、諸収入は一般会計のほうが多いということで益々わからんごとになっているわけ。

財政課長（大串君義君）

一般会計の分がそのままズバリで科目から出しているという事で、実際普通会計となりますと山林特別会計と老人保健等の一部を加えまして科目について、諸収入から決算統計上は諸収入じゃなくて他の科目に入れたりいろいろ操作をしています。例えば、過年度収入という事で一辺に諸収入に入っていますが、県支出金とか国庫支出金とかありますが、そういうのを国庫のほうに加えたり県のほうに加えたりして相殺をしています。そういうことで普通会計と一般会計の数字が整合しないという事でご理解をいただきたいと思います。

恵崎委員

一般的には私たちは普通会計が多いのかなと、諸収入に関しては一般会計のほうが多かわけですよ。

財政課長（大串君義君）

ですから今言ったように一般会計と山林と老人の一部を加えたと、そして諸収入がいくらかということと比較すれば、同じか実際は普通会計のほうが多くなりますが、決算統計上、諸収入のほうから数字を国庫支出金とか県支出金のほうに移動させているということで数値が違っていると。

決算審査特別委員長（末次利男君）

今のは答弁が違いますよ。今は普通会計と一般会計との違いを言われていますが、審査意見書と決算書が違うんじゃないかという質問ですよ。

財政課財政係長（西村正史君）

この決算書と審査意見書の違いについては、決算書はそのままの金額の積み上げで来ていますが、審査意見書のこの金額については決算統計の数字を使ってあります。この決算統計を作成する上で、諸収入の中に過年度収入という形で前の補助金の精算等が入って来るわけですが、補助金は諸収入という項目からそれぞれの本来の補助金に振り分けますので諸収入については減ってきます。決算統計ではですね、普通会計のほうが、その代わり補助金の方にずっと入っていくわけです。その分の調整をしていますので実際の積み上げと決算統計の金額と違うというところが出てきます。

監査委員（土井康彦君）

ここで皆さんにご理解をいただきたいと思います。今、西村係長が言いましたとおり一般会計の決算統計の数字をここに使っている関係というふうな原因ですが、審査意見書のあり方についても改めなければならない時期に来ていると思います。というのは、普通会計として取り扱う部分については、一般会計という4ページの大項目が一般会計という項目にありながら、普通会計を取り入れているかというような問題等も生じておりますので、これは純粋な決算額に合うような表にするべきだということで検討しています。今言う原因は例えば諸収入だけで言うと、諸収入に加わっている過年度収入等について次年度といのは事業実績を精算をしてみて、国が出すべき金が例えば3,000千円足りなかったと、15年に交付すべきでしたが16年に年を遅らして出てきたのが過年度収入という形になります。それをここに挙げてしまっているという問題もあります。

ですから、審査意見書のあり方としてまず普通会計という取り扱いを改めて決算書に合うような、もう一点は企業会計の消費税の含む含まないの問題もあります、そこらへんを検討して、あうような方向に訂正をした姿で17年度はもっていきたいなと思っています。私も就任して2年目で、内容については県のほうにも勉強に行って決算意見書のあり方等についても勉強しておりますけれども、一部変えた姿に聞こえるかもしれませんが、内容的なこういう問題が関わっていくので、そこら辺は改正して決算書と

あうような数字を取り扱っていきたいと思います。

恵崎委員

要望ですけれども、だいたい半分わかったような感じですが、実際数字を動かしているという事ですが、私たちは実際単純に良く深くわからないのでこのような質問が出ますが、基本的にはこのような統計はよそと比較するために基準を一つに絞っていかなければならないと思う。一般的には普通会計で比較すっですもんね。その辺は県に指導もあるでしょうし、きちんとわかるようにしてください。数字的にはわずかなんでしょうがどうなんだろうかとこんがらがります。大項目は一般会計として表では普通会計で載っつけんが、その辺をよろしくお願いします。

監査委員（土井康彦君）

今言われたように決算統計から持っていくやり方と、いわゆる決算書からもっていくやり方と過去にはいろいろしてあったようですので、ですから、今後は統一したやり方でやっていきたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

木下委員

行政実績報告書の 18 ページの一般会計の歳入について、町税の 12,000 千円からの減少、それに監査意見書の 25 ページですけど、町税に対し一昨年度の不納欠損額が 3,243 千円ですか、16 年度で 3,290 千円というふうにあがっており、未収金の集計が 47,000 千円とここにあがっていますが、ますます農業、漁業と不況の中に、この税収の基本となる収入ですね、そしてこの未収金をいかにして今後やっていくかと、この辺も行政改革の手始めとして厳しく検討して取り組んでいくべきではないかと思いますがその辺について内容説明をお願いします。

税務課長（桑原達彦君）

一般会計の基本となる町税の減少と徴収率に対する質問だと思いますけれども、16 年度については私どももいろいろ努力をしまして、例をあげますと、16 年 12 月には県税事務所との合同徴収をおこなっています。これはあくまでも町県民税という事で合同徴収ですが、それにつきましては、約 12 戸の 13 人の滞納者 48 件という事で県税事務所との合同徴収を 12 月 9 日におこなっています。

また、16 年の 12 月 20 日から 1 月 11 日にかけて、年末年始の特別徴収ということで、これにつきましては 200 千円以上の世帯という事で、役場の全員の課長と税務課の職員による特別徴収をおこなっています。77 戸で 168 件の臨戸徴収をおこないまして、実際その時点で徴収できましたのは 9 件で約 94,800 円なんですけれども、その後のいろいろなお話の結果、最終的には 64 件の約 3,500 千円の徴収実績が 16 年度は出来ました。

また、新たに高額滞納者に対して財産調査等も 11 月から 12 月についておこなっています。財産調査等については各金融機関と生命保険会社に財産調査を行っています。実績でいいますと、16 年度については差し押さえを 1 件おこなうなど努力を重ねている

状況です。

以上です。

町長（百武 豊君）

このごろは税務課も張り切っておりまして、徴収には非常に力を入れている。ただ言っているのは人を頼んで集めているけれども、それと並行して、職員の皆さんにも徴収に力を入れてもらいたいと、けさも書類が回ってきてたのは、昨年いわゆる契約をして月にいくらの徴収をやるかというのがあったんですが、1年以上が過ぎて差し押さえの予告をするという書類が回って来ましたが、そのようにしてやっていかないと大変だなと。けさもラジオを聴いていましたら、長崎市では44億円の滞納があると、これを差し押さえをして競売をやる。日本全国そのようなことはどこでもやって行かなければならない事であろうと思いますから、ぜひこういったことには不公平があってはいけないから取り組んでいくべきだと。財産があるから固定資産税がかかってくる。所得があるから税金がかかってくる。何も無いのに金をやれというのではなく、当然のことですからそういうことには是非とも力を入れなくてはいけないと思います。そういう状態です。

ただタバコおいでになった方にはお分かりと思いますが、職員のタバコについて非常に厳しい批判を受けまして、本当そんな思いをしているのかなあと思った。というのは、勤務時間なのに平気でタバコを吞んでいるとか、というようなことを問われますと困りますからね。実はタバコは吞むとは言えない。学校あたりでは禁煙地帯にしますというようなところが非常に多いですからね。やっぱり、住民の手本となる役場職員がそういうことではいけないのかなと、十分に手本を示してもらいたいと思いますからね。タバコは吞むとは言わないから吞む人は税務課の徴収班をこしらえていただいて、外に出てどんどんタバコは吞んでももらいたいと、その代わり徴収についてはどんどん力を入れてもらいたいと、そんな方法が何かないのかなと。昨夜の事を聞いてふと考えたんですが、片方は全然吞まない、片方は1時間に15分とか10分休んでタバコを吞むと、それは外から見るとそんなことを言われてたんだらうと思ってですね。何か方策を考えないとやる気がないのだからと言われるから。住民には負担を掛けて、負担をかける行政においてはのほほんとしたような対応ではいけないから、同僚合間って取り組んでいくべきだと思いますから。今、木下委員の町税徴収について言われましたから、感じたままを言いました。

木下委員

ただいま税務課長から報告を頂いたところですが、16年度の12月に合同で12戸13人48件の調査をしたと、その調査した結果の内容を教えてください。

税務課長（桑原達彦君）

県との合同調査については、町県民税の滞納の対象世帯という事で12戸13人48件と

ということで、県税事務所と合同で臨戸訪問をしたわけですが、結果的には1日だけでしたので、2人の7件で204千円をその場で徴収が出来たということです。その日に行ってその場で徴収ということでなかなか、町単独では払ってもらえるのが難しいところが、県税事務所と一緒にということでそういう効果が上がっています。

県内でも県税事務所との合同徴収を進めるという事で広がっていて、今年度も予定をしています。

木下委員

不納欠損ついてですが、前年度、今年度3,000千円あまりの欠損措置をされていますが、これは、訪問や追跡調査あたりもされたこととは思いますが、例えば、この法人の4件あたりですね、実際に出向いてでも徴収のお願いなどされているのか。その辺について、不納欠損を去年もことしもされていますが、追跡調査とかの内容などどういったことまで調査されていますか。

税務課長（桑原達彦君）

不納欠損については時効成立をした部分について不納欠損をしています。時効といいますと5年間ですね、差し押さえも出来るわけで、どうしても一部の納付誓約もしていただけでなく5年間の時効が過ぎた分を不納欠損ということで法的な処理をしています。当然、時効以前については調査を致しますし、銀行等との相談をいたします。その結果、どうしても差し押さえ等が実現できない分、納付誓約ができない分、法的に5年間徴収権を行使できない場合には法に基づいて不納欠損をしているということです。

木下委員

いろいろな法的な5年間のこういった調査に基づいた欠損処理と思いますが、こういったことが町税の滞納未納が給食費並びに水道料等にも大いに影響していると思います。ある所ではやらないものは取れないだろうというような言葉さえ聞く状況です。さっき言いましたように、太良町においても農業も漁業も今からますます先の明るさが見えない現状だと思います。しかし、税の公平というものを重視してやるものが馬鹿らしいと思うようなことは絶対許してはならないと思います。所得に対する税ですからね。収入がない人は税が掛からない、そして生活が出来ない人には救済措置がある。滞納していて乗用車には乗っているのに取れないだろうといてはいけない、そんなことをとって許してはいけない。何らかの措置を講じていかないと未収の解消というのは難しいのではないかと思います。どうですか町長。

町長（百武 豊君）

おっしゃるとおりだと思います。実は不納欠損を出す前、5年が到来する前、もうあと1年か2年かしかないというようなそういう時期に到来するようなものから重点的に滞納処分等々の考え方をやって欲しいと税務課長に言っていますからね。もちろん現年度分も大事だけれども、5年が到来しそうなものを1年か2年前に重点的にやってもら

いたいと。これが一番効率的だと思いますから。そういう姿勢でこれからも税務課長には取り組んでいてもらいたいと思いますよ。

岩島委員

お尋ねですけれども、今、決裁期限の話も出ていますが、今まで私が若い頃差し押さえされてテレビやラジオに張られたという経験があるんですよ。ここ何年間太良町で差し押さえをした経験がありますか。それを教えてください。

税務課長（桑原達彦君）

先程言いましたように16年度に1件差し押さえをしています。

岩島委員

やはりそういう木下委員が言われるように、やらないのには取れないだろうという考え方がおられれば、差し押さえができますよと、太良町でもしていますよと、何件しましたよというようであれば、催促するだけで差し押さえはできないからと言うふうになりますから。5年間をきればだめですから3年目か4年目にどうしても交渉して出来ない場合については差し押さえの手続を取るべきではないかと、そうすることによって、差し押さえされないように辛抱して払わなければという気持ちになるんじゃないかと思います。そいけん、実際の差し押さえが効果があるのかないのか、私達の土地改良区も一緒ですが、よそでも差し押さえはしているわけですから、太良町も16年度に1カ所あったということですが、そういうやつを我々は知らんわけですよ。今はじめて聞きおるわけですよ、ほんなこて差し押さえをしたかどうかというのは。こういう税金とかの滞納があれば差し押さえをしますよという方針を町民にもっと知らせなければいけないと思います。それが意識改革につながっていくわけじゃないかと。極端な言い方をすれば滞納をしながら自分は贅沢放題している人もあるようですので、その辺の厳しくしていかないと益々増えるばかりではないかと思います。その点の考え方を太良町全体でこれだけじゃなくて、他の滞納もあります、この前助役からも話があったとおり、早急にそういう会議を開きながら、どのようにしてやっていくのかとピシッと正していかなければならないと思います。税金の滞納がこれだけあるらしいという話だけが先行して、自分も払わないで済まそうという事にもなってきますから、これは早急にある程度の差し押さえをしますというくらいの厳しい計画を立てて、それを公表して差し押さえをしますということを打ち出さないと益々増えることになると思います。さっきも水道の話がでしたが水道は止めればいいのですよ。しかし、税金の滞納は差し押さえするしかない。その点、助役どのように結論としてやっていかれますか。

助役（木下慶猛君）

前に話したとおり未収金対策委員会を作っています。税務から言いますと、訪問が第一ですけれども、個人別にまず名寄せを作りなさいと言っています。税の項目で家族関係とか、財産については公用で登記簿謄本を取られるわけですからそういうもんを取っ

てからと。そうしないと財産があるかないかわかりませんから。高齢の方なら年金があるとか、前に話したと思うんですが、日ノ辻の人が千葉に行かれて、こちらに親がいるので親に相談して取った事がありますが、そのようなことで名寄せを作りなさいと。私が受けたのは来年もまた 10,000 千円来ますが、前の助役のときに 30,000 千円決裁をしてあったわけですね。町長から相談を受けて私も税務課が長かったものですから、とてもこれは議会对策ではないですが、もう一辺検討してみてくださいということで3年間に分けてやるように指示はしています。今言うように、法的にだめだといわれたものですから、それならば法的ならば1年に5件くらいは差し押さえをしなさいと、そしてまた徴収に行った時には、これは私のやり方だったのですが、せっかく男が2人来たのだから1,000 円だけでもくださいということで、そのような方法で私は中断をやってきていたわけですが、その後つながらなかった場合はそこで時効になるわけです。そのような方法もあるし、それからもう一つ水道があったわけですが、水道料の徴収に行って「今家賃にやったもんね」と、税は一番最後になってくるわけです。先程から言っているように水道は止められますが、家賃だったら出て行きなさいといわれますが、税は何も言われないわけですね、法だけですから、そういうことで、私たちが税務課の場合は水道の滞納者とか、家賃の滞納者とか、それから教育関係の滞納者とか、全然わからないわけです。ですからそれを持ち寄って徴収班を作ってしないともうだめだろうという事をこの間報告したと思います。そういう方法で今後やって行きたいと思います。

町長（百武 豊君）

人事異動の希望課を前もって調査をすることがあるんですが、ところが税務課に行きたいという人が多くいる。そういう人は徴収等にも大いに意欲があるのだらうと思いますからね。

吉田委員

不納欠損を出してあるんですが、今の説明の中では5カ年以上の時効になったものだという説明がありましたが、時効中断をとるための手立てとしてどういうことを今してきているのか、どれだけの効果を見てきたのかということはどうですか。

税務課長（桑原達彦君）

徴収権の行使については先程からお話をしていますように5年間行使が出来ない場合は時効になるわけですが、委員ご指摘の時効中断の方法については、まず一つは督促状の発送、督促状の発送については、発送してからその日から11日間しか時効の中断がありません。それと競売等にかかった場合、交付要求を太良町にはこれだけ債権がありますよと交付要求をした場合には時効中断となります。それはいくらかありますが、もう一つ私どもが今力を入れているのが徴収の猶予ということで具体的に言いますと、納付誓約を例えば、とても納めてもらえない分については少しでも1年間にこれだけを分割して納めてくださいという事で、やはり徴収の猶予とことで、われわれは納付誓約とい

っていますが、そのような納付誓約を極力進めています。今現在で61件の納付誓約をして時効を中断しています。それで、中にはそういう納付誓約をして時効中断をしてなかなかそのとおり約束を果たしてもらえない部分もありますが、納付誓約をさせることによって5年間の時効を中断をさせるということをしています。後は差し押さえをして中断させることをしています。

吉田委員

先程町長の話の中で、時効が近くなったものから重点的にやりなさいという事ですが、そこら辺の今の61戸というのは大体どれくらいにあたりますか。

税務課長（桑原達彦君）

全体では納付の滞納者は400人近くありますが、時効間近の件については、

吉田委員

その400の中にはもう時効になっている人もいるんでしょ。

税務課長（桑原達彦君）

そうです、時効になって不納欠損でまだ落としきれない部分があります。だから、時効間近については極力納付誓約をとるということにしていますのでちょっとまだはじいてませんけれども。

吉田委員

徴収員というのを作られましたがその効果はどれくらいありますか。

税務課長（桑原達彦君）

収納嘱託員という事で、収納嘱託員を平成15年度から取り入れています。15年度については3カ月間、16年度については約半年間の採用をしています。17年度については1年間ということをやっています。

16年度については実績で言いますと10月から3月までの半年間で過年度分については486,250円、現年度分については7,927,650円、計の8,413,900円が収納嘱託員の収納実績です。それで、どうしても現場では収納については行ってすぐ取れるかということなかなか滞納者についてはそれなりの理由があるということで、日々なるべく回数を重ねて滞納者と面談をしていろいろな人間関係を作りながらやらないとなかなか難しいということでもらっています。もう既に17年度、今年度は4月から10月までの約7カ月間で既にトータルで7,200千円程度の徴収実績を上げています。特に過年度については約1,800千円の実績を挙げていただいています。非常に私共も日々に業務をやってるわけですが、その中で2日に1回ぐらい顔を合わせてそういうことをしてもらっているということで非常に実績が上がっています。私共はこの制度はいい制度だなと考えています。

吉田委員

16年度が過年度分が480千円、今年度はもう相当過年度分が取れているということで、

現年度分についてはあまりそういうことがなくても最終的には大半が取れていると思うんですよ。最初帳面に載っただけではなくて。過年度分がそれだけ17年度取れてきているというのは、効果があったのかなという気もしますけれども。

今、不納欠損というのが5年の時効によってしていると、その他のこともあると思うんですけども、不納欠損するのにもう5年の時効だからしますよというふうに簡単に出来るものなのかという疑問があります。例えば、水道と給食という話が出ましたが、水道でも給食でも水を供給するあるいは食事を供給するというのが仕事ですね。しかし、税金関係についてはちゃんとした町の収入にするのが仕事だと思うんですよ。ちょっとそこら辺が他のところとは違うのかなという気もします。ただ、課税をちゃんとこうしてくださいよというだけが仕事であるならば、単なる事務員ですものね。そこら辺までちゃんとしなければならぬ。そこを時効になるような状況を作っているというのはある意味じゃ100%の仕事が出来たのかなという気はするわけですよ。こういうふうに不納欠損を出すときに、単に銀行でも何でもそういうことはありますけれど、これはもう不納欠損ですよとやっていいのか。それとも、それだけの担当、それだけの執行関係は、もう少し、そのもの自身も痛みを受けなくてはいけないのではないかという気がするんですけども、そこら辺は町長どう思いますか。(「なんですか」と呼ぶ者あり)はっきり言えば、責任は誰が取るのかということです。

町長(百武 豊君)

不納欠損は前言ったように、小山助役時代に30,000千円不納欠損にすると、馬鹿な事を言うなど、今まで努力をしないで不納欠損を突然持ってきたので押さなかったことがあるんですよ。最終的に話し合った結果、じゃあさっき助役が言ったように今後の努力をすることをかって、3年に分けてやれと、今までが怠慢だったんだということを言いましたね、取り組みは今後さっき言ってもらったようにやってもらおうと思っていますからね。不納欠損になる前にぜひ基点を置くのが原則だと思います。

吉田委員

5年経てば時効だという定義はわかりますが、そうじゃなくても当然取れない、特に私も3人ぐらい変なところから借りて、それこそ毎晩毎晩来られたりして大変なところを見てます、相談も受けてます。そういうところは当然納めきれないという事態もあると思いますから中身はよくわかるんですが、しかし、先程町長が怠慢だったという言い方をされましたが、そこら辺はやはりちゃんと見て、ですからここでも5カ年間だという言いかじゃなくて、もう少し丁寧に不納欠損するときには説明をするべきじゃないかと思いますけれども。

町長(百武 豊君)

不納欠損を出すという事は納めている住民に対して申し訳ないんですよ。不納欠損させるということは納めた人に対して申し訳ないんですよ、だから平等になるように本当

は早く対処しなくてはならない。

田口委員

同じ質問ですが、今回の16年度の不納欠損額とここにあげている金額3,197千円ですが、これのほとんどに近いものは固定資産税ですか。そこで、今までの努力のあとというのは聞きましたが、その固定資産税の不納欠損に至るまでの努力のあとというものをもう少し具体的に中身の報告をしてください。

税務課長（桑原達彦君）

先程から私が言っている不納欠損ですが、法的な部分の5年間ということで法に従って事務的に処理をしているものもあります。しかし、不納欠損するについても先程話しましたが時効の中断措置がとれなかった部分、取れた部分の不納欠損できないわけですから、取れなかった部分について不納欠損しているわけです。それで、実際に不納欠損をどういうことをやったかという質問だと思いますが、個々の中身についてはそれぞれ一人一人の理由があります。臨戸徴収もやりますし、催促書も再三出します。しかし、その中でどうしても納付誓約の中断が出来なかったという部分で不能欠損になってしまうと、それともう一つ、差し押さえが出来なかったと。差し押さえる件については、私共も今現在、実際未収金でどうしても納めてもらえない方々の分類分けをしています。全く無財産の方、あるいは生活が困窮されている方、実際行方不明の方、あるいは事業等に失敗されて倒産されてどうしようもない方、いろいろな分類によって先程言いましたように16年度については、財産の調査を金融機関と生命保険会社にやっています。そういうことを総合的に勘案してやって、なかなか差し押さえができない現実があります。

それで、今考えておりますのが、先ほど助役からあったように、それでそういうことを総合的に一人一人の名寄せを作って分類作業を進めています。今の段階でA B C D Eというランク分けをしています。ランク分けについてはどうしても差し押さえを考えなくてはならないんじゃないかというのを20件ほど考えております。逆に、納付誓約があるけれども、なかなか守っていただけない部分がこれも40人くらいおられます。それでちゃんと納付誓約をして守っていただいている方も60人程度います。それと、あと病気等でどうしても出来ないという方も10人程度います。実際、全く税金を納める能力がないんじゃないかという方も10人位います。そういう分類と調査を現在おこなっていますし、そういう形で差し押さえが出来るのか出来ないのかを融合して総合的に判断をしていきたいと税務課としては考えています。

木下委員

今、町民税の口座振込み、それから、固定資産税の口座振込み、国保の口座振込みの内容がわかりましたら教えてください。

税務課長（桑原達彦君）

口座振込みの割合でしょうか。

木下委員

現在の振込みの件数、人数。

税務課長（桑原達彦君）

納税者に対してどれだけが口座振込みかということですか。

木下委員

そうです。

税務課長（桑原達彦君）

ちょっと今資料が手元にございませんので。

木下委員

そして、口座振込みに対しての滞納者が多いか、その辺を私なりの考え方でお尋ねしているところです。

税務課長（桑原達彦君）

口座振込みにつきましては、極力普通徴収するより口座振込みのほうが当然徴収率も良いということで、皆さんにお願いをして毎月どんどん増えています。増えておりますけれども、中にはですよ口座振替をしたばかりに口座から落ちない分は現実にあります。具体的な数字はまだ持ち合わせておりませんので後でお答えします。

岩島委員

さっき徴収員の話が出ましたが、7,000 千円徴収できたと言う話は聞きましたが、その人にかかる経費はいくらかかりますか。

税務課長（桑原達彦君）

1カ月にだいたい10日以上勤務をした場合に基本額が60千円。（「いやいやそがんだよか、金額ば」と呼ぶ声あり）トータルですか。（「わからんやったら16年度でもよかよ」「いや基本もいうて参考のために」と呼ぶ声あり）歳出のほうで16年度で706,281円です。勤務条件がですね1月に10日以上勤務した場合が基本額で60千円。そして、過年度の徴収をされた場合が徴収額の6%。現年度分を徴収した場合が現年度分の4%、ということで算出をして16年度については報酬が706,281円ということです。

岩島委員

そうすると、過年度分の収入は40何万てやったろ。（「16年度ですか、はい」と呼ぶ声あり）それに700千円払っているわけよね、現年度もあるけんが。（「減年度は約8,000千円」と呼ぶ声あり）8,000千円やっぎ約1割やんもんね、1割もかかるのならば、現年度についてはもっと他に何か良い方法がないんですかね。特に、過年度分の徴収を重点にしようという方針でいけませんか。

税務課長（桑原達彦君）

税の徴収については、現年度分と過年度分の区分けの考え方があるわけですが、現年度部分がですね、決算を3月、5月に済みましたらそれは過年度になるわけですよ。だから、税の徴収率をなるべく上げるためには、現年度分の徴収率を絶対これ以上落と

さないという努力が非常に大切であって、その現年度分の積み重ねが次の年の過年度に加わってくるものですから、過年度分重点という考え方もありますが、現年度分をとにかく取ってくれと、現年度分は絶対残らないように取ってくれと、委員ご承知のとおり、なかなか社会情勢は厳しくて、段々徴収率が下がっていくという現実の問題がありますので現年度をできるだけとってくれと。だいたい、3月末に納めてもらうのが大半なんですけど、やっぱり回ってもらっている滞納者を見ますと、毎年同じ方が現年度も過年度もあるという方がたくさんいらっしゃいます。だから、過年度については例えば、14年度も15年度もあっても、16年度、17年度は絶対、今の年度の積み増しはないようにその方は過去の分だけで、新しく積み増しはしてもらわないように現年度にも十分も力を入れているということで効果はあったんじゃないかと思います。

吉田委員

現年度分について徴収員がいたときといなかったときの差額というのはどれだけありますか。あまり変わらないのではないかという気がしますが。

税務課長（桑原達彦君）

16年度でどれだけの差額かということですが、毎年毎年税額も変わりますから、そこで行ったから効果があったとはなかったとかは一概には言えないと思います。その分が差額がいくらかということは説明がしにくいと思います。

吉田委員

それは色々なケースがありますから、数字をぱっと出す事は難しいでしょうけど、どの資料を見ても現年度分、しかも1年前ぐらいまでの分は今までの徴収の形で結構入っているんですよね、そして少しだけ残っていくという形ですよ。だから徴収員がいてそこが徹底して良くなったという数字があるのかどうかということです。

税務課長（桑原達彦君）

現年度分についても残念な事なんですけど、実際若干ずつ徴収率が下がる傾向にあります。だから、それをなるべく食い止める事によって過年度分についても増やさないと。徴収し損ねたら過年度になりますから、増やさないとという事で効果があるということを進めていきたいと思っています。

議長（坂口久信君）

この問題は何年て前から、議員になった当時からずっと言うてきてですよ、少しずつ意識改革ができ、ここに至って世の中厳しくなってやっとうなった言う状況ですね。もう少し早くから対応しておけば、町民もこんなに苦しまないで良い状況を自ら作ってきたわけですね。現課長になってから今聞いていると、非常に前向きに進んできたという状況になって、まあ良い状況になってきたかなと。しかし、その負担で町民も裁判沙汰になったりとか、差し押さえになったりとかして非常に苦しむような状況ですよ。その中で、今からだいぶ良くなってきているので、今後滞納者が年間いくら出たという

ことを皆さんも町民の税金から給料をもらっているんだから、その滞納分の負担を自分たちでしようという意識があるのかないのか。そこまで踏み込んで、自分たちでことしは滞納が3,000千円あったからその何%くらいを課長達でしようかとか、全部で責任を負ってすると、そこまで踏み込まないと意識改革は出来ないと思いますがそこら辺の考え方はどうですか。

助役（木下慶猛君）

その時その時の情勢で、例えば所得があるから町民税がかかるんだ、財産があるから固定資産がかかるんだといわれるけれども、財産についてもそれから金をとる財産だったらいいわけですがけれども、所得税と違って町民税、住民税、県民税もですけれども、これが明くる年課税なもんですから。特に私が経験したのは、昭和62年タイラギが良かったのですが昭和63年にボーンと悪かったわけですよ。ですから、良かったときには造作などして、いざ6月から税金が掛けたときには金はもうないと。それで63年は取れなかったと。そのときにボーンと滞納が増えたわけですが、そのとき杉崎町長が税務課長のとき、私が係長で行ったわけですが、そういう課税そのものについても所得税のようにそのときにかかるといいのですが、明くる年課税というのは私たちもだいぶ苦労しました。

今後は、繰り返しになりますが、税務課の分は税務課、水道は水道課、まあ家賃は建設課とか、教育関係もありますがこういうものを持ち寄って専門的にやらないとだめではないだろうかという事です。税務課長も言いましたけれども、県の場合は県民税ですから県税事務所もついて来ますが、私たちも呼んだんですよ。県からと言わずに武雄からということで。武雄ということは、誰でも税務署だということが頭にあるわけですよ。武雄から来ているのでせっかくだからということで。やっぱり何回も足を運ばないことには取れない状態ですから、ここら辺で徴収体制を整えないと今後は不納欠損するわけにもいかないのので徴収に力を入れたいということで。ですから、やむをえないものは仕方ありませんが、それからこの数字があるわけですが、法人関係があるわけですよ。例えば、皆さんご存知だと思いますが、あちこちジュースなんか置いてありますがジュースなんか置いていて倒産となれば滞納になるわけですよ。会社が倒産の分もいくらかあると思います。法人の滞納も20,000千円超えているわけですからね。法人には相続人がいないもんですからちょっと困るわけですが。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑の途中ではありますが、会の進行上質疑を終了します。

お諮りします。

各議案の討論・採決につきましては、特別会計の審査が終了いたしましたから一括討論採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

よって、討論採決は特別会計の審査終了後、一括討論採決することに決定しました。
入れ替えのため暫時休憩します。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。ただいまから特別会計の審査に入ります。

お諮りします。

議案第 62 号から議案第 66 号までの 5 つの特別会計を一括して審議したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

よって、

議案第 62 号 平成 16 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 63 号 平成 16 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 64 号 平成 16 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 65 号 平成 16 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 66 号 平成 16 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 老人保健特別会計の説明 》

《 国民健康保険特別会計の説明 》

《 山林特別会計の説明 》

《 簡易水道特別会計の説明 》

《 漁業集落排水特別会計の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方は、特別会計名とページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方、ありませんか。

竹下委員

国保ですが、行政実績報告書の69ページ。歳入の文章の下の滞納繰越分は短期被保険者証をとというのが出てきていますが、これはどのようなことですか。

健康増進課長（江口 司君）

短期被保険者証というのは国保税の滞納があった場合、新年度の毎年4月に保険証の更新をするのですが、その更新の際に滞納者については全額負担、一部滞納いろいろありますが、そのうちで滞納ですから当然入金が出来ていないのですが、その分について入金をしたら1月分の保険証を発行しますよと、それから2月分発行しますよと。1月分が一番多いわけですが、16年度実績で言えば1月の交付数は、現在で100件ほどありまして、そのうち1月交付が53件、3カ月交付が42件と、4カ月以上が5件という状況です。

以上です。

竹下委員

そしたら国保は極端に言ったら、納めとらんでも病気をした時だけ掛くっぎよかという事ですかね。よかというぎおかしか言い方ですけど、国保の最短負担だけで病院に行けるということになっとですかね。

健康増進課長（江口 司君）

先程言いましたように家庭の状況もいろいろあるわけです。その中で滞納があった場合は、その人の収入に見合った、全く収入に見込みが皆無の場合は、当然病気して病院にかかるわけですがそれでもその代わり医者には掛かるなどは人道上言われたいわけですが、それでできるだけ納めてくださいよと。滞納の事で税務課から答弁があったように、滞納の主なものは国保と固定資産税なんです。その中では国保税については当然収入があるわけですから掛けるわけですが、軽減世帯という世帯が太良町には2,450世帯の中で約1,300世帯ほどあるわけです。軽減世帯のほうは所得がありながら他の給食費、水道代といろいろ回っていけば国保は金額が大きいわけですが、最高限度が530千円ですからね。本来は保険証の発行をしないと10割負担しなければならないんですよ。10割負担となると風邪をひいた場合でも10千円そこそこは行けば払わないといけないと。しかし、保険証を発行すれば1,000円から1,500円程度で済というようなことから短期保険証を発行しながら保険料を納めてくださいよという制度上ですね、平成12年の2月から法令では12年の4月からとなっているわけですが、うちのほうは平成13年12月からの要項の改正はやっているわけですよ。取り掛かりが若干遅かったんですが、15、16それぞれ短期保険証の交付しながら滞納者の納税に努めたわけですが、平成16年度1,673,600円ほどの納税の努力をしたと、平成14年当時、35件ぐらいの短期保険証の発行があったわけですが、その時点で私が税務課に来たときに短期保険証の条例上、要件が出来ているのでその分を行使してくださいよという事で、平成15年度は交付が57件

で、納税に寄与したのが1,736,200円でこれはやはり効果があっているわけです。短期保険証を発行する事によってですね。そういうことで鋭意そこらへんは努力しているところですよ。

以上です。

竹下委員

それはですね、病院には行くな、給食費を払っていないので食べさせないということと同じ事ですし、効果があっているならば良いですが、一つ間違えばそのとき掛けておけばよいかという単純に解釈すぎ思うものですから質問しました。それなら、一番最後の最善の努力をしたじゃなくしてしていますということでおさめてもらいたいと思います。効果があるというのであればよかです。やっぱり今の厳しい世の中で払ってなくてその時だけ1カ月なり2カ月なり払えば良かというような感覚になってしまえば、効果ではなくて優遇になってしまいますので、その辺を気をつけてこのような事をしたならばおかげで10割じゃなく3割でよかったからというような思いをして徴収に努力をしてもらいたいと思います。

木下委員

実績報告書の65ページの一人当たりの医療費が650千円という事であっておりますが、太良町は非常に健康診断とかで推進をされてこういった保険対象者が低いと思うわけですが、県下でも下から1番目に低いのではないかと思います。新聞では塩田町あたりは900千円、有明町も一番少ないように書いてあって680千円とか書いてありますが、これは75歳以上に引き上げられましたよね、70歳から。そして、その比率は75歳から一割負担になるんですかね。変わっているから。

健康増進課長（江口 司君）

基本的には70歳以上が1割ですよ。それでそれ70歳未満は2割負担です。その辺は制度上、若干見直しを図ってくということで医療制度改革あたりで65歳以上、70歳以上75歳というような1割2割3割と、所得に応じてですが、そういう風にならっていくような審議がされているという状況です。

木下委員

そしたら、650千円の一人当たりの医療費ということは町の医療費に掛かる割合が相当県下でも低いけれども、新聞による順位は県下で何位ぐらいですか。新聞には七山村で670千円と書いてありますが。

健康増進課長（江口 司君）

16年度の太良町の順位は、医療費ベースで申し上げますと49市町村中46位です。県下で3番目に低いです。支給費ベースで言うと45位なんですよ。

以上です。

岩島委員

決算書の219ページ。医療給付費と医療支給費というのがありますが、これがトータ

ルで 20,000 千円不用額であがっていますね。これが、なんで3月に補正できなかったのかということです。私がずっと言っているのは余る分も足りない分も3月で補正を
しなさいよとずっと言ってきた。しかし、ここは3月で補正していないですよ、どこか
はしていますが。これも今後はきちんと3月で 20,000 千円も余るなんて 2,000 千円余っ
たていうならば、見込み違いなどがあつたのとこの事できちんとしなさいよというこ
とですが、20,000 千円も全体的にあがっているのて 17 年度はこういうことがないよう
にしてください。

健康増進課長（江口 司君）

4 月から健康増進課に来たわけですがけれども、13、14、15、16 年度という予算の執行
を見ていますと、若干、岩島委員指摘の件がありましたので、その辺は最終的に3月補
正は出来なくても6月の専決で出来るだけ落としてやっていこうということで健康づく
りもさることながら国保にもそういう話をしています。

以上です。

竹下委員

実績の一番ラスト漁集ですけど、簡単なことですけど、滞納があるときには水道を止
めると言うようないろんな話の中で、漁集の中でも休止世帯4戸となっている。止めら
れないと思いますが空き家になったんですか。どういうことですか。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

休止世帯4世帯は出稼ぎ等で出られたところを、今現在空き家同然という事になって
いますので休止の届けを出してもらって対応をしています。

岩島委員

今の関連で。その4戸の方は今後、帰ってこられたらまた入られるのですか。どのよ
うな契約状況はどんなになっていますか。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

また、帰ってこられたときには開始届を出してもらおうという事でおこなっています。

竹下委員

水道は止めるのなんのとありますが、これは説明としては何も掛からないわけですか。
ただ、書類上こう出すということですか。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

既に接続してありますので、切ることはできませんので、弁とかつけたら詰まります
ので開放してあります。あとは我々が現地に行った際に、ここの人が帰って来ていない
かということを確認したり、区長に確認をしてもらっています。

岩島委員

今、加入率が85%という事ですけど、これは大分骨折りをされたと思うんですが、
これからいけば、約20何戸加入していませんが、これはもう加入の見込みはないんです
かね。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

今現在 27 戸あって、7 月に 1 戸加入されて 26 戸になっています。今から推進をしていかなければならない戸数が 13 戸あります。あと 13 戸が新築を計画されている方とか、将来の建設予定地ということで、実際家を持っている方がいずれここに家を建てるということで一応加入しているところもあります。後は独居老人その方たちとか年金暮らしでどうにも出来ないということもあまして、休業中の店舗等もありトータルで 13 戸あります。

岩島委員

そいぎですよ、加入していない人たちは下水は溝か何かに流しているのですか。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

指摘のとおりです。ことしも竹崎漁業組合、管理施設組合の方と一緒に推進に回りましたが良い返事をもらえないという状況です。この方達にもこのような施設をしていますのでなるべく加入をしてもらうように推進にまわりたいと思います。

決算審査特別委員長（末次利男君）

審議の途中ですが昼食のため暫時休憩します。

午前 12 時 01 分 休憩

午前 13 時 00 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

午前中に引き続き特別会計の質疑を続けます。質疑の方ありませんか。

木下委員

下水道の関連で質問をいたしたいと思います。

実績表の 42 ページですけど、公害対策経費として水質検査ということで 697 千円の額が出ていますが、本来は環境で聞くのが当然やったろうけど、今まで調査は何カ所ぐらいされているのかお分かりでしたら分かる範囲で教えてください。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

分かる程度でよろしいでしょうか。あのですね、河川の伊福川、多良川、糸岐川、休石川、田古里川、6 件だと思います。それを年間 3 回くらいやっているとします。水質検査の健康項目みたいなので、田古里川は健康項目を 1 項目多くやっています。それは最終処分場の関係で、それはそういうことをしなければならないということでもありますので、その分、1 件増えてやっています。

木下委員

今の報告では河川の水質検査の状況のようですけど、私は、海の方の検査もお願いできないのだろうかとかこういうふうに思うわけです。これはなぜかと、例えば、竹崎

あたりの集排事業をやって、港の中にでも魚がどんどんどんどん釣れるというような環境の状況の今日でございますので、例えば、大潮には潮がどんどん入れ替わるけん、小潮の時点で、例えば、竹崎の一番中心の排水口のところの水質検査をしてもらおうとか、それから、道越地区の夜灯見荘の前あたりのよどんだところの水質検査をしてもらおうとか、そういったことがなかぎとね、話をする場合にデータを基準にして話をしないと、有明海再生の環境問題の中で話がしにくかけん、そんなデータが出れば、いろいろ話の進め方、持っていき方があると思いますので、そういう検査をお願いしたいわけですが、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

これ私の方では権限がありませんので、上司の方と話をして検討したいと思います。

木下委員

上司、どうですか、町長。

町長（百武 豊君）

竹崎の集落排水事業のところはですね、業者がおるんだからその検査をしているかもわからんと思いますけどね、今言われるようなことは、場合によってはやる必要があると。できたから竹崎に魚が入ってくつとね。前から入おったと。

木下委員

いや、前からすれば今が全然違うわけですよ。

町長（百武 豊君）

何が違うの。

木下委員

魚が中で釣れていると、ハクラでんなんでん。

町長（百武 豊君）

今が釣れているて。じゃあ、流しているのが悪いのか良いのかしらんけども、魚の好むやつが。本当は何もそういったことがないようにして流すのが普通ですけれどもね。それは検査やってみても良いじゃないの、潮だからできんということはなかるうもん。

木下委員

例えば魚が入る入らんは別として、やっぱり下水道事業をやってその効果ですね、例えばA地区とB地区との、しているところとしとらんところの対比ですね、それによって、こういう効果のあるじゃないかとか、説明の内容にも大分。

町長（百武 豊君）

漁協とか有明漁連ではそういう調査はしとらんと。（「それは全然知りません」と呼ぶ者あり）塚口、米田はいつから入社すつとか。（「来週いっぱいくらいまでということ」と呼ぶ者あり）そしたらね、漁連とか漁協とかに聞いたり、あるいは海の方もこっちで研鑽されるのかね、あれは木下法文さんかにか、佐賀の県議会議員がやっているのは、

代表は木下法文さんやる、だから、そんなところに検査のことを問い合わせたりして、潮でもいいのかどうかできるのか聞いて検討をなささい。

木下委員

もう一点、環境の委託者ですね、西原ですか、竹崎の処理場の、そういった報告は聞いとりますか。調査されとるかされとらんか知りませんが。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

一応ですね年1回、水質検査についてはですね県の検査科学協会の方で放流前の水質検査をしております。結果は良好ということでもらっております。

木下委員

竹崎の方は良好ばってんさ、同じ町内でね、竹崎がA地区とすればB地区の方の水質検査をして初めてよかとか悪かとかしかでんでしょうもん。そりゃ竹崎だけ悪かとか何の言われようかと私は思います。そういうことでぜひ進めて貰いたいということで質問終わり。

恵崎委員

関連ですけれども、竹崎の漁集の最終放流すったいね海にね、最終放流、その最後の点で何ppmぐらいになつとつと、今現実、わからん。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

資料を持ってきておりませんので後からよろしいでしょうか。

恵崎委員

できたらこれくらいはパッと答えられるくらいはね、普通やったら、まあ直接担当じゃなかかもわからんばってんが、それは把握していて欲しかということですよ、もういっちょ言えば、そぎゃん難しかことじゃなかつやっけん。通常これくらいのppmですと。よかです、後で分かれば。

岩島委員

水道料金の滞納の問題ですよ、やっぱり、いつもひっかかってくるのは。簡易水道。決算書の282ページ。給水事業の収入の滞納の分がありますね、この前から言っておったですけども、上水と同じでなんとか滞納はすつごとしおらんぎ、どんどんこれも増えるばかりじゃないかと思うてですよ、この問題が一点、どのようにしていくか、方針を決めてください。

それからですね、一般会計からの繰入金の問題ですが、これも私がずっと前から言っておるんですが、結局約12,000千円程度繰出しをしてありますけれども、これはたまたまことしの場合は、伊福埋立地の関係で6,000千円あまり使ってますね、だからこれは良いとして、他のところの補修とか配管換えとかいうのは、水道料金で賄うのが当たり前じゃないかというのを言うてきましたし、さっきの話では、水道料金も今後は当然見直しをせんばいかん時に、新たに出たこういう特殊な工事については一般財源を若干使

うのはやむをえないかなと、これまで水道料金に全部ぶっかけると言えば、ちょっと水道料金も少々上げんとやっていかんごとなりますし、例えば、配管換え、もとのやつを換えたり、漏水の修理をしたりする分については水道料金で賄うという基本線にたつべきだと思いますが、その点を今後どのようにされるのかについてまず一点。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

水道工事の配管換え等ですけど、その工事に関しては一般会計からの繰入金は行っておりません。繰入金は、元利利子等の2分の1ということでそれだけでもらっております。そして、伊福埋立地に関しては一般会計から繰入金としてもらっております、ということです。（「それは、よかと、それはやむを得ない」と呼ぶ者あり）ですから、水道工事配管換え等については、一般会計からもらってきておりませんので、現在、基金取り崩しとかそういうことで賄っております。

岩島委員

言いおっとは、簡水の起債ね、起債の償還も町が払っていきおっわけでしょ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）それは水道料で払うべきじゃないかと、今まで水道が運営していくためにした施設の借金は、水道料金で払うことせんばいかんとじゃないのかと。急なもの、伊福みたいな特殊なものが出てきたときは、水道料金で賄いきれないから町費からくださいというのはしょうがないというのはわかる。償還金まで水道料に転嫁せんで償還金を全部、町の一般財源から繰り入れるのはどうかなということを言いおるわけですよ。今、5百何十万ですか、ここに決算であがっている5,551千円、この分は水道料金に入れるべきじゃないかと言いおっんですけど、それは絶対に入れられないという根拠を教えてください。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

これは地方交付税として来ている中に、水道・・・ということだと思っておりますけど。

岩島委員

交付税は交付税さ、それはわかっとなさ。それは、分かった上で言いおっとなさ。今後検討する余地があるのかなのかですよ。今度の見直しではどうなっていますか、行革では、行革の説明をしてください。

環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

行財政改革においては、繰出金の抑制ということを言われていますので多分下がると思います。それについては、先ほど言われたように料金の方でカバーをしていかなければならないと思っておりますので、料金改定等も今、検討をしております。

議長（坂口久信君）

それに関連してですけどね、議会中にも課長が料金見直しももうそろそろ見直す時期に来ているということで、答弁をされておっとなさ。年々そのままの状況になっておるわけですよ、それで、なかなか見直しができんと。そういう状況の中で、今回、行

革の中でできればよかけど、そのままいっちょん変わらんごとズルズルいくようじゃどがなんもされんけんが、今回の行革ではピシャツとした見直しをしてもらわんといかんとじゃないのかなと、そこら辺も、ピシャツと課長さんはじめその辺はしていくというのを、ある程度は答弁してもらわんことにはさ。いっちょん変わらんことばごっとい言おっけんさ。

助役（木下慶猛君）

いくらという数字はないですけども、行革で示したようにですね、使用料、手数料等で適正化ということですね、110,180千円のあれは出しとっですから、多分内訳はあると思います。その中にも一番最初に水道使用料等の見直しと書いとっですから、中は私もいくら上げるかということはちょっと分かんですけど。

議長（坂口久信君）

助役さん、今言われたようにその辺はピシャツとしていくということですね。

助役（木下慶猛君）

はい。積み上げてこれくらいなとるわけですから。

木下委員

決算書のP307。委託料ですけど、処理場管理委託料の前年度からすれば、大分安く交渉ができていと思うんですけど、これはどういった内容でここに何十万かの差額ができた結果になっとなとっですかね。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

委託料の主な減った分に関してはですね。保守点検の年12回をですね、年6回に西原テクノにしてみましたけど、それを12回を6回に替えた分で788千円の減額になりました。

木下委員

この当初から5年間、年12回やっておったと。それを年6回にしたという背景はどのような内容ですか。そして、6回必ずせんばいかんとか、もっと減らしていいものか、それから、なぜ今まで12回せんばいかんやった基準的な指導があるものか、その辺を質問します。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

当初、施設ができて、今現在、保守管理ですね、2業者の方に施設管理をお願いしております。その機械操作・点検等の指導を3年間でやってきて、だいたい委託しているところが機械の操作を覚えてきたもんですから、12回から6回ということで計画しております。そして、現在6回というのは、機械を設置して5年ぐらい経ちますので、機械等の故障が出てきますので、その内容等を2カ月に1回くらい来てもらって見てもらうように、今後も年6回くらいは保守をしていきたいと思います。ゴトツときてから修理をしたら費用がかかりますので、手遅れにならないようにその前におかしいところがあったら連絡してもらって、その対応をとりたいという考えで今後は年6回ということ

で考えております。

木下委員

わかりましたけどね、年6回でもいいのに、今まで12回、毎月やっつたと。我々立会いもせんけん、それはどんな内容であったかわからんたいね、記録はそりゃちゃんとしてあろうけどさ、やっぱりこういったことが無駄な経費にも繋がるんじゃないかと思うんですよ。そいけん、前からも言っていたようにいかにして安くできるのか交渉をしていただきたいと、例えば管理の方でも一緒、そういう専門的な免許を持った人も町内にもおいしゃつとやっけんさ、その辺ももっともって研究をしてもらう必要があると思うわけですけど、その辺は、担当としてはなかなか即答の答弁ができないと思いますけどどうでしょうか。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

今の機械設備等がですね、管理委託している西原テクノ関係の機械ですので、機械に対して専門的な知識がありますので、そこに委託するしかないと考えております。今後、できるだけ管理指導等、節減をしていきたいとは考えております。

議長（坂口久信君）

今のに関連して、今まで12回して2業者に何年かかけて勉強をさせたと、そいで6回にしたと。それなら、2業者がその機械についてここ何年か勉強されておるわけですから、考えようによってはこの人たちに任せてですよ、その部分を外すことができないのかどうかですよ、せっかく2業者に勉強させて、何年とそういう金を使ってきて、年12回を6回にしているわけね、その2業者も3年か4年かされているのならある程度熟知をされていると思う。確かにその業者の機械やっけん、わからん部分はあると思うけど、2業者も5年間も勉強しているのならある程度は把握してできるわけよ、はっきり言って。我々も家の機械設備もある程度把握して、どうしてもできないときだけ頼んだりしとつと、我々のようなものでもね。そいけん、せっかく2業者に勉強させたとならさ、後の管理も2業者で済ますように、後の6回をね、なくすような方法をとらんといかんやないかな。もうゴトツといった時はしようがないとやっけん、誰がしたっちゃね、業者がおろうがおらんろうがね、なったときはなったときさ、はっきり言って。そんな時は頼まんばいかんやっけんさ、その為にその2業者がごつとい管理しおるわけやっけんさ。そこまで含めて2業者に管理をさせてね、その部分を削減するような考えを持たんばいかんやないかな。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

一応、計画としてですね、削減の計画は考えておりますけれども徐々にやっていきたいと思っております。100%はできないかもしれませんが、それに近いところは努力をしていきたいと思っております。

竹下委員

実績書の74ページ、立木の売払資金の金額11,160千円ということになっただけですけど、これは全員協議会の説明で、支給材を参入した収入ではあげられないのかなというのが一つですね。結局、棚上材を有効に使うために製材をして、製品にして、売って素材よりもますます赤字になったと、その辺の取り組みはどがん思ってますか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えします。

立木売払収入が11,160千円というように、これにつきましては、活性化施設と伊福の特産品販売所、それから素材で売った分を計上しております。あと、補助事業であります町営住宅の2棟、それから医師住宅の6棟、これについては、材は提供いたしましたけれども収益には計上していないというようなことで、材の支給というように提供いたしております。この町営住宅で1,868,800円、医師住宅で、3,918千円、これが設定額ということで、これ相当が本来は収入にあがるべきでございましたがこれは計上していないということです。これは全協等でも説明をいたしておりますが、結局、建設事業が補助対象というようなことで、材での収入と建築にかかる補助金の収入で二重収入になるというようなことで、県の方から材売払いは設計上、計上はできないということになっております。このことにつきましては、県内の状況でも公共施設関係は全体的に材の支給ということにされておりますから、今後はですね、こういうふうな公共建築で補助金が該当する場合は、材の支給で対応していかざるを得ないということになってくると思います。その結果、町有林を提供する場合は、収入としては挙げられないというようなことで、現場における建物の財産というようなことで考えていくべきではないかと思っております。

竹下委員

補助事業は、結局、現物支給だということですけど、その場合、設計のときにですね、現物支給分は設計額から引いてあるのかどうか、あくまでも設計にのって、それに上積みで町から寄付をせんばいかんのか、全協でもその辺、私のはっきり把握をしておらんとですけど。それと、あげられんにしても、製品にしてですね、逆に経費は増えてという問題がちょっと私はまだ分かりかねるんですよ。多良岳材をこれだけ、町有林を一生懸命育ててですね、ブランド化して売り出す宣伝というようなことで、建物自体は活性化施設も特産品販売所もいいのができているんですけど、予算の支出は11,390千円ぐらいで組んであるのが、もう倍ですよ、製品にするために。収入は、逆に提供する分まで含めてというようなことで、その辺はどがんですかね。

農林水産課長（金子武夫君）

まず、補助対象事業におきます設計の問題ですけど、設計については補助対象事業からは木材代は除外してあります。積算するにあたってはですね、その金額は計算されております。その計算された金額を私の方は木材の金額相当というようなことで説明

をいたしております。

それから、先ほどからの経費の問題ですが、基本的にですね、支給材の部分が収入にあがっていないということで大幅な赤字となっております。先ほど話がありましたように、この11,000千円の収入に対して、支出が約23,000千円ということで11,000千円ちょっと赤字となるというふうになります。先ほど申しましたように、町営住宅と医師住宅については、これを設定額相当が収入であったと仮定すればこれは赤字幅は500万円相当の赤字になってくると思います。今回については支給材によって大幅な赤字ができたということと、今回の取り組んだ結果を反省してみますと材積の問題にしても、例えば、建築設計に100立方材が計上してあったとすると、私達も100立方の材を用意すれば良かったと考えていたわけですが、実際は最終的に建築するのに使われるようにするのに二度引きとか長さも切ったりしますので最終的には設計相当を調達するためには必要以上の材積が必要だったということも今回の反省材料だと思います。

竹下委員

結局家を作る時に設計に見合った裁断をしていくべきが逆の立場になったのかなと言うことだと思いますが、山林特別会計というものがある以上、支給品も形としては売った事にして、町の大きな意味では財産の中ですからね、山林に繰り入れるべきだと思うんですよ。そしてその中から支給分は一般に繰出して出来ないのか。そうしないとこれだけ町有林を育ててきていて山林には何も実績が出てこんどですよ赤字で。いくら大根本と木の一本と同じといわれても、これだけ一生懸命町有林を育ててきている以上は、山林特別会計もきちんとした確立をしていくためにはうやむやで、支給だから挙げられんということでは金銭は行ったり来たりしなくても結局は材木のお金は一般財源から出していないくて、これは山林から出ているわけですから。それはどうにかできないんですか金が動かんぞ。

農林水産課長（金子武夫君）

全体的な公共木造建築に対する商品の提供から含めまして、この問題については上司、並びに関係各課、病院、建設課とかそれぞれの課があります。何回となく協議をしてきたわけですが、ただいまの繰入金の問題ですね、結局、特に病院でいいますと山林特別会計に支給材相当は繰り入れをしていただきたいということを担当としていうわけですが、病院のほうとしては支給材だから町の木材を利用するけれども、支給材であればそれだけ町にやる事によって病院のほうも支出が増えるということでお互い太良町は一つであるから病院のためにも支給材のほうでの繰入金を差し控えていただけないかというような協議をして、最終的な結果、町長判断として支給材については繰入金等は採用しないで、材木をそのまま提供して財産の置き換えというような形で今回は取り組んだところです。

竹下委員

やっぱり、それが私には納得がいかとですけど、病院から金は出んでよかですよ、どうせ山林から繰り出して、また。いったり来たりするぐらいの感覚で、架空の金額でも動かさないのかなと。そうしないと、山林は提供するばかりで、このような事業をしたというばかりで、なんかすっきりせんですけど。

それと、設計が遅くなって、玉入れが早くなった関係上、無駄な事とかいろいろあっていると思いますが、せっかく初めての試みかもしれませんが、今後こういうことのないようにしてもらわないと、せっかくの山林が泣くけんと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

農林水産課長（金子武夫君）

これからも町有林経営につきましてはいろいろな根幹取組みで問題等も出てきたと思っています。基本的には材木価格が安いということがありまして、特別会計としても本来は先程水道とか漁集などの話がありましたように、収入で賄うということが基本であると思っています。しかし、基本的にそうではありませんが町有林については収入がありませんので現在は基金で取り組んでいます。実際は基金は一般会計ですので繰入金の検討等も当然研究していかなければならないし、今回の行革についても現在説明があっていますが、山林特別会計の大幅な見直しを18年度ぐらいには方向性を出すということで議会共々一緒になって研究をしていきたいと思っています。

恵崎委員

審査意見書の38ページ。漁集ですが、繰入金の問題ですが16年度は32,028千円で14年度が29,057千円と300万円ぐらい増えて、にわか質問で失礼ですが、後13、14、15年度についてわかっていたら推移等教えてください、それと今年度分が予算書を見ないといけないんですが、その辺がもしかするとずっと増えてはいないのかと。それとその下の公債費が16年度が15,395千円、前年度が12,573千円ですけれどもこの辺のピークはいつぐらいになるのかわかるとしたらお願いします。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

まず一つ目の償還金のピークですけど、平成17年から平成21年ですね、5年間でピークとなります。これが、平成17年が22,000千円、平成18年23,000千円、同じく19年が24,000千円、20年が22,000千円、21年が21,000千円、後は22年から17,000千円ということになっています。

繰入金ですが、今後、今試算をしたところ、現状維持でいきますと18年度から38,000千円ぐらいの繰入金ということになって、18年、19年が38,000千円、そして、20年が37,000千円、21年で36,000千円、22年で33,000千円、23年で32,000千円と。償還金等が大部分を占めていますのでその辺で繰入金が上がってきます。

恵崎委員

ちょっとこれは厳しかですね。今、歳出が16年度でだいたい歳入総額で42,000千円

ぐらいですが、7割以上は結局繰入金でしていると、即その使用料とかどうのこうのと
か、そこまでは私はわかりませんが、果たしてこの辺をどういうふうに今の予定額で繰
入はどんどんされていくのか、その辺はやはりじっくりと検討をしていかないと、これ
は単純にここの会計だけだったら繰り入れをすればいいでしょうが、本家本元が厳しか
とですから、まあ上司がおらんけんがばってんが、方向性としてはどのように考えます
か。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

料金収入関係ですが、一般会計からの繰入金ということを考慮して行財政改革の方に
料金等について値上げの方向であげております。

恵崎委員

経営が成り立たないのは、それか、二つに一つじゃなかけど、繰入金とかも増やさな
いとしかたない。後は使用料とかも上げないと仕方ないところもあるだろうし、助役は
この辺はある程度方向的なものは。（「水道料の問題ですか」と呼ぶ者あり）集落です。

町長（百武 豊君）

下水は公共的なやつは田崎議員も視察に行って言ったように我々も思いは一緒ですよ。
計画がなっていますけれども。

恵崎委員

竹崎の漁集の繰入金の問題ですよ、ずっと上がっていくわけですよ。

町長（百武 豊君）

これは料金を取ってやっていますが、未収金が内容に組合を作ってやらせていま
すが、作った以上は管理はしないといけませんからね。時によっては出しもしないと
いけないでしょう。これも一つの原点は、海を守るために作って欲しいというのが原点
にありますからね。これに応えるために、これはいいことを言ってくれたと当初は思っ
て先駆けにやったわけですから、これは運営をしていかないと途中で投げ捨ててはなり
ませんからね、やはり管理はしていかなければなりません。そういうことがあって、し
かし、漁集にはかなりの金が必要。行政としては、だから今後は移行すべきだと。だ
から、漁集をやっていたけれども今後は合併浄化槽がいいというふうに思っています。し
かし、漁集は作ったからには維持していかないといけない。ほっといて所期の目的を達
成させないという事はいけませんからね。それは維持はしていく方向でいかないといけ
ないと思います。

恵崎委員

基本的に維持をいまさらやめるといわけにはいきませんから、ただ歳入の8割近く
が繰入金という状況ですね、歳入の。そこら辺があまりにもやはり最初の想定からする
とどうであったかわかりませんが、厳しい状態になっているので、経費をとにかく節減
する意向で、これは個人的意見ですが使用料なども検討の課題にはあがるのではないか

なあと言うことでお聞きしました。8割近くが繰入金でしているということがちょっと課題じゃないかなという事です。

町長（百武 豊君）

いま言われたように料金のアップも考えなければならぬときが来るに違いない。

吉田委員

同じところですけど、この繰り入れの基準というのはどういうところですか。

決算審査特別委員長（末次利男君）

どうですか、あつとですかなかつですか。繰り入れに基準はあるんでしょうか。

助役（木下慶猛君）

なかといっています。

決算審査特別委員長（末次利男君）

ないならないと言ってください。

財政課財政係長（西村正史君）

資料を持ち合わせていませんが、私の記憶によれば漁集に対する繰り出し基準については、すべての公債費ではありませんが、条件の書いてある公債費について繰り出すといったような記事があったように記憶しています。全てではなく公債費の一部じゃなかったかと記憶しています。実際今資料を持ちませんので、私の記憶で言っていますけれども。何らかの基準があったと思います。

吉田委員

それは歳出の出方を見ながら大方でやっていくという事ですか。

財政課財政係長（西村正史君）

いえ、割合とか、それはきちんとした総務省から繰り出し基準というのがありますので、それにのっっています。

吉田委員

基準にむかって出ているんでしょうけれども、先程言われたように大変な事であろうとこの帳面上は見受けません。それでこれは決算とはちょっと違いますが、今そういう集合排水の見直しということでことは行革にも出されていますが、今の町長の話の中ではもうそれは難しいぞというような事だろうと受け止めたんですけども、ということは太良は合併浄化槽でいくんだというそういう姿があるんですかね、見直しの中では。

町長（百武 豊君）

それはそれしかないと思います。よその市町村を視察しても計画があったのを全部チャラにしてそのような考えをよそも持っています。大きな投資額になりますのでね。これはやっぱりいけないと。仮に合併浄化槽でやるとするならば本人の責任でやってもらうのが一番良いと。その代わりに3分の1かやっていたのをもう少し町単独で助成を増やすという方法もないとはいえないけれども、このような財政状況の中ではそれも非常

な冒険的なことも出てきますから、よく検証しながら今後是对応しないといけないと思います。

助役（木下慶猛君）

補足します。この下水道関係については平成9年に太良町で14カ所でしたわけですね。私たちが部落廻りで説明をしたわけですが、その14カ所の1カ所で竹崎でこれは試金石にするんだということで着工したわけですね。どちらかというと町のほうからお願いしたような格好ですね。でその後これはやっぱりだめだと見直しをしたところですね、見直しについては早垣・川原・小田・陣ノ内まで入れた広範囲になったわけですね。それを皆さん達にも示したと思いますが。

今度は亀ノ浦付近ですか、やっていたんですが、やはり事業費が嵩むから太良町についてはまた見直しをして、今町長が言いますように合併浄化槽でいくべきではないだろうかということを私たちは話しているわけですが、これは皆さん達にお諮りをしてそういう決定をしなければならないのではない時期に来ていると思います。

吉田委員

そういうことになれば、住民の意識にある程度任せるということになりましてけれども、集散的にやれば推進も一生懸命になっていくと思いますけれどもそうじゃなければ、しないものはしないという状況が出来ると思いますけれども。それはそういうことにはならないですかね。

助役（木下慶猛君）

合併浄化槽にするのにも町管理でという案だったからですね。ですからそこら辺どうするかまだ話はしていないわけです。ですからさっき言ったように9年のやつを15年にそれでも見てみて、皆さんにもお諮りをしたと思いますが、莫大な予算になるわけですね。そ言う事なのでそれよりも今やっている合併浄化槽のほうが良いんじゃないんだろうかということを私達は話し合いをしているわけです。ですからまだそれを上にあげてそれを早垣からここまでやったあとは、あれして合併浄化槽でやっていきますよという審議はまだやっていないわけです。

木下委員

関連でお尋ねしますが、昨年、16年度の決算では25基やったと、それから今度の17年度の予算では、同じく8,106千円の浄化槽に設置の予算があがっているわけですが、ことしも半ばになって17年度もある程度事業が進んでいるかと思いますが、やはり町内では農集、漁集、これは私たちが視察をやってみて、やはり今町長が話をされたように、とても予算的に難しいだろうと、こういうような話になっていたわけですが、県にも見直しの、14区画で当初は作成をして、書き直しをどういうふうにするのか、県に提出をされているのか、それから、太良町として今後そういったものを全部ストップして合併浄化槽のみでいくというふうにする、そして、例えそういうふうになった場合でも

農集、漁集は多額の費用がかかると、しかし、この合併浄化槽一本で行く上には少しでも住民がしやすいようにいくらかでも町長が言われたように、町単でも上乘せしてでも推進をしていただければと、いくらかでも進むのではないかと思います、その辺についてお願いします。

町長（百武 豊君）

それはさっき言ったとおりですよ。とにかく視察に行くととにかく安い浄化槽が出来て後は町が管理をすると。一番怖いのはさっきも出たけれども、電話と水道なんか止められるけど、これは止められないんですよ。

鎮西町に昔漁業集落排水事業を見に行くと、町の運営をしてたら90%しか集まらないと、先はなんで53年に作って作らないんですかと聞いたら、金が集まらないのでこれは行政にとっては非常に痛手だと。うちも今税金も集まらなると論議をしてもらってけれど、集まらない方法を成るべく行政としてはしないほうがいいと一番これが町のためになると思いますからね。そういった方向でそれよりも一時的に補助金を増やしてでもやったほうがいいと、もともと家をリフォームしたり、新しく作った人はですね、合併浄化槽をはずして汲み取りにしようとかはほとんどありません。やはり時代が時代だから、修理してでも合併浄化槽でやりたいという流れですからね。だまっとってもやはり新しくする場合は合併浄化槽をやりますよ。だからそんな方向で進めていかないと、金は集まらないものをわざと求めてやる必要は無いと。町にとっては財政的な大きな痛手ですからね。

財政課財政係長（西村正史君）

先程の集落排水事業の繰り出しの件ですが、資料を持ってきて確認したところ、先程私が話していたところは、繰出金の中での下水道事業といったところの一つの基準の中にあったものを今話したところでした。具体的に下水道の中に農業集落排水とかうちでしている漁業集落排水とかいくらかあるんですが、その中でも農業集落排水事業については一つの项目的に実際あがっています。しかしながら、漁業集落排水に対して、具体的に名前があがっているのは今現在繰出基準にはありません。さっき言ったように、下水道事業という大きな捕らえ方でいったら、事業債の償還に対する経費といったところの基準があります。

恵崎委員

農業集落についてはありませんか。

財政課財政係長（西村正史君）

農業集落は排水についてはあります。農業集落排水の緊急整備事業ということで、その中身も元利償還金、これについて繰り出すという事の内容が含まれています。下水道事業債の元利償還金に相当額とすると、これも臨時処置分ですよといった繰り出しの基準です。これが農業集落排水の基準になっています。

恵崎委員

漁集は特別指標はなかという事ですけど、単純に見ると、公債費の倍ぐらい繰入金をもたらしているわけですね。そいけんこの辺はぜひ、かなり異常な金額だと思いますので、検討してください。

吉田委員

実績報告書の69ページ。先程竹下委員より質問がありましたが、滞納繰越分については短期被保険者証を有効に活用してという事を書いてありますけれども、少しわかりにくかったのでもう一回説明をお願いします。

健康増進課長（江口 司君）

短期被保険者証の発行ですが、滞納があった場合には、本来は保険証を出さずに従来の10割負担を促進するのが当然ですが、なにせ病気等の療養のためには、当然医者にかかるわけですから、生命の維持のためには出さんというわけにはいかないわけです。それで短期保険証を出す代わりにいくらかでも納めてくださいと。結局、税金の町税のほうの滞納の分納誓約なり差し押さえ等が当然それと絡んでくるわけですが、短期的には保険証の再発行はしないのが役場としては一番いいのですが、結局それを出さないとともに、本人が死んだとなればその辺が人道的な問題も絡んできますのでですね、これを出すためには極端に言えばいくらかでも納めてくれませんかという事でこれが出来たわけです。

以上です。

吉田委員

この滞納繰越分とはどこの時点をさして言っているんですか、全部ですか。

健康増進課長（江口 司君）

滞納繰越分については、現年度分と過年度分があって、次年度繰越に当然なるわけですが、現年度分と、滞納分とあわせて次年度についての滞納繰越損額になるわけですから、16年度現在でいえば過年度分と言うのは15年度をさして、現年度というのは16年度をさしています。翌年度17年度にいく場合はそれが一緒になって、滞納繰越になるわけですから、結局年明けて4月になるときは、過年度分については3月31日で決算上は締め切るわけですね。現年度については5月31日まで納付が可能ですから、その時点では現年度のものと同年度のものと同方があるということです。しかし、4月の時点での短期保険証の更新については4月現在ですから過年度を対象にしているわけです。3月31日で締め切りますから、現年度については3月31日で締め切りますからその分も合わせて納めてくださいと促進はするわけですがその違いは若干あると。

以上です。

吉田委員

水道のときもこれがあつたんですが、水道の時は近々の納めていない額を納めてくだ

さいと言ったときに入った額は、過年度のずっと前のものから入れていきますよという話だったんです。全く今の話を聞いたらそこらへんがわけがわからないのですが、竹下委員の質問の時に、そしたらその時その時で病気をしたときに払えばこれが出るなら、普通のときに払わなくていいじゃないか、そういう事が起こりますよという言い方をされたんですがそのこのところはどうか。

健康増進課長（江口 司君）

委員おっしゃるとおりそれは十分ありえます。だからそのこのところは分納誓約なり、差し押さえをしていかないとけじめがつかないわけです。これは一例ですが、平成 15 年度時点で 15 年度中に仕事はしたけれど賃金がもらえなかったと、そして、国保の免除をしてくれないかという話があったんですが、確かにお金はもらっていないけれども、お宅は貯金があるでしょうと。貯金があるならだめですよと。短期保険証の場合もうちで短期保険証を出す場合は、そのような預金調査等が出来んわけですよ、法令上。国保税の場合と国保保険料の場合との違いがあって、税務課ではそのこの預金通帳なり財産の差し押さえというのは調査権限がありますが、税法上の特権があるのでできますが、うちの場合はそこまで踏み込んだところが出来ないの、そこはどうしてもタイアップしながらやっていかないと整理がつかないという現状です。

以上です。

吉田委員

参考までに聞きますが、短期保険証というのは新しく始めたものだという事ですが、そしたら以前は短期がなくてあなたは保険に入っていませんよというかたちだったんですか。それとも払わなくてもどんどん保険証をやっていたんですか。参考までにお願いします。

健康増進課長（江口 司君）

以前は更新する際に、滞納があれば払うまで一時預かるような形でやっていなかったと言う話を聞いています。

恵崎委員

今聞いていて、この短期保険者証は、例えば、今まで払ってなくて、しかしどうしても行きたいという事で 1 カ月分払ってもらったと。そして、またそれが途切れてまた何か月してから、その間また払わんでおって、またどうしても行かなければならないと言うような人が何人かいて、この短期保険証を 1 年のうちに何回も出したような例がありますか。

健康増進課保険係長（小川のち子君）

お答えします。

短期証はですね、課長が説明しましたように普通 1 月分を出しているんですね、3 月分もありますし、半年分というのもあります。短期証を発行する際は、納税相談をして

分納誓約なりしていただいて1月分発行するわけですね、そして1月経ってから、また入れていただいて、入れていただいた方にはまた1月分というようにして、1件の滞納の方が極端に言えば12回、そういう例はあります。

吉田委員

途中途切れてまたということはありませんか。

健康増進課保険係長（小川のち子君）

そうですね。途切れてというか1月分発行すっです、2月ぐらい来ないでその間病院に行く人もいますが、病院によっては毎月保険証の確認をされないところもありますので、特に顔見知りの医療機関だったら「お願いします」といったらレセプトあるわけですから、保険証の番号とかわかってますので、見せてくださいといわれなくてもあると思います。多分、皆さんもそうされていると思います。で、新しい医療機関に行くときは絶対必要なわけですね。

恵崎委員

確かにですね、生活弱者といったらあれですが、病気の方には無下にひどくは言えないだろうと思いますが、その辺はやはり、例えば1年か2年の間に何回も発行するようなことは好ましくないと思うけんが、対応が大変難しいと思いますがその辺はぴしゃっと払ってもらうように努力をしてください。

岩島委員

医療費の負担率について、さっき70歳とか75歳とかの話があって、途中で70歳になった時点とことし8月1日だったかに変わりましたね、何で変わるんですか。それを教えてください。

健康増進課保険係長（小川のち子君）

医療制度が平成14年に変わったんですが、その時に老人保険の方が75歳になったわけですね。老人保険の方は原則1割ということですね自己負担が。所得がある程度ある方は2割負担をしてくださいという事になったんですが、その所得基準の見直しの基準が8月1日付けでしてくださいという国の方針なんです。それで7月までは老人保険で1割払っていた方が8月になったら2割になったという例はあります。8月1日で見直しをするということになっています。

岩島委員

私は反対ですよ。今まではやめてから2割払っていて、8月1日から1割になってきたけんね、そしたらそれをもって嬉野の病院に行ったんですが、前と同じ2割取られたわけですよ。そうすると1割で良かという事になっているんですね。嬉野の病院に言ったら、太良の役場で1割戻しの請求をしてくださいと、何でそんなに途中でくらくら変わるのかなと。逆に増えたらコンチクショウと言いますが減ったからですよ。喜ばしい事でした。なんで、所得も変わらないのにくらくら変わるんですか。

健康増進課保険係長（小川のち子君）

今11月ですね、今1割ということですかね。8月1日に見直しということは16年中の所得にかかる課税の状況でしてくださいということですね。7月まではもう一つ前の年の15年中の所得の状況でということになっていますので、岩島委員の場合は16年中の所得が低かったということです。

岩島委員

わかりました。そんなにぐらぐら変わるということですね。

木下委員

私の場合はガバッとあがって、4月1日から70歳の1割負担たいね、そいで「おめでとうございます」である病院で言われました。「おめでとうございまして、もう先のなかとに」といったんですが、そのときは1割負担で8月からの改正に伴って2割と、前の方は負担してくださいと。7月分か6月分までか取られているかどうか知りませんが、追加して払った結果になりました。小さい金額だからいいですが、そういうふうに制度が8月から変わったということで、岩島委員と反対になった。今、私2割負担をしています。

健康増進課保険係長（小川のち子君）

さっき説明をしたんですが、8月からは見直しの基準になるのは前の年ですね、7月までの基準になるのはもう一つ前の年ですので、15年中と16年中の所得が違われた場合は8月になってから負担額が違う場合があります。

恵崎委員

基本は増税策ということですか。国はどんどんどんどん所得水準を下げたさ、そうじゃなかったですか。

岩島委員

法が変わったのを教えてください。

健康増進課長（江口 司君）

ことしの途中で、税法の一部改正が絡んで所得の見直しが8月1日から実施されたという事で、その辺の所得制限が若干変わったと。今ちょっとそれを探しているんですが。

恵崎委員

制限は下がっているんでしょう。

健康増進課長（江口 司君）

拡大されたと言えいいいでしょうか。

恵崎委員

拡大ね、対象者がね、それだから下げているわけでしょう。

健康増進課長（江口 司君）

対象者が拡大したので。

恵崎委員

それだから収入が増えたわけ、だからおめでとうございますと言ったんでしょう。

健康増進課長（江口 司君）

老人医療費が年々3%なり4%なり上がっていくわけですよ。そういうことで税法の改正に伴って国保の改正のほうも変わってくるということです。

竹下委員

実績報告書の71ページ保険事業ですが、この病院は国保で決まるので、全国よかわけですよ。地元優先なのかどうか知りませんが、鍼灸の地元だけのというか、そいが、どがんたっとつとか、例えば、鹿島に行けば当たり前取らえて、鹿島の人は鹿島で、太良は他の人はいいけど鹿島の人に来たら補助がなかけんとか。

健康増進課長（江口 司君）

鍼灸の療養費については、条例等で1術700円と2術900円と分かれてますね。太良の人に対しては太良の条例で適応すつですよ、鹿島の人は関係ないですよ。そういうことで条例に対象者について記載がありますから。

竹下委員

条例を決めてあるのはそれはいいのですが、根本的な医療機関のなかで、鍼灸と普通の病院との何でそれが分かっているのかなあとということです。何かあっけん鍼灸については条例で補助金というようなことになっているんでしょうが、一番底辺の理由はどういうことですか。

健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

鍼灸については医療の対象ではなかけんが、国あたりの鍼灸の助成等があって、各市町村でそういう条例等を制定しているのではないかとということで、条例ですてありますが各地区によって単価も若干違うようです。

以上です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

この辺で、質疑を終了します。

おはかりしますが、これをもって全議案の審査を終了したわけですが見落としの点があるかと思しますので、時間を限定して総括の審議をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、これより一般会計特別会計全案について質疑に入りますが、審議の途中ですが暫時休憩します。

午前 14 時 14 分 休憩

午前 14 時 29 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定刻少し前ですがただ今より始めます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ委員会を再開します。それでは時間を限って総括質疑に入ります。

まず答弁漏れをお願いします。

総務課長（佐藤慎一君）

一般管理費の超過勤務手当の件で調査が必要でしたので、時間をいただきましたが平成 16 年度に休日出勤をした人数について報告します。半日振替えが 165 人、うち管理職が 30 人、課長です。1 日振替えが 271 人、うち管理職が 39 人、延べ 353.5 日。管理職を除いた分は 299.5 日という事です。

以上です。

健康増進課長（江口 司君）

決算の折、吉田委員の質問で、決算書の 100 ページの繰り出し金の件で、訂正をお願いします。

訂正箇所については今日の 9 時半の決算委員会の始まる前に皆様に訂正表を出していただきますのでそちらをご覧ください。決算書の 100 ページの繰出金ですね、国保特会（保険基盤安定保険税軽減分）繰出金ですが訂正後が 69,891,860 円、それから、国保特会（保険基盤安定保険者支援分）これが繰出金訂正後が 12,345,967 円ということで、国保特別会計の一般の繰入金の 240 ページと整合する事になります。訂正があったことに対して大変申し訳なく思っております。

以上です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは質疑の方ありませんか。

木下委員

総括的に質問をします。

若者定住促進ということで、野崎に造成地を作りなかなか伸びない状況ですが、今日において若者が結婚すれば田舎には親と一緒に同居したくないとか、また、都会に憧れて出ていくとか、そういったことが多々あるようですが、役場町職員で町外に住んでいる方は何人ぐらいいらっしゃいますか、質問します。

総務課長（佐藤慎一君）

資料を取ってきます。9 月議会のときに質問が出て調べた経緯がありますので後でお

答えします。

決算審査特別委員長（末次利男君）

後から報告してください。

岩島委員

農林水産課長にお尋ねします。うまいみかんづくり推進協議会に平成 16 年度は 500 千円補助を出していますが、その決算の内容がわかりますか、それが一点。

それから、ことしも太幸を販売推進に行かれるという話を聞いていますが、去年のその旅費等はどちらから出されたのか。金額的なことはいいです。どの科目から出したという答弁をお願いします。

それから 3 点目、平成 16 年度で太幸の早生系統の補助金については予算で 4,142 千円、決算で 2,002 千円予算ですが、2,140 千円残っていますが、これは何で 3 月に補正が出来なかったかという点です。まず、そこから説明を求めます。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

うまいみかんづくり推進協議会の補助金、平成 16 年度は 500 千円となっています。これは実績です。あと団体の方で農協が 250 千円、果協が 50 千円合計の 800 千円となっています。実績額は 50 万円です。

岩島委員

そうじゃなく、うまいみかんづくり推進協議会の決算です。

農林水産課長（金子武夫君）

それは今ここに資料がありませんので、あとからお答えします。

それから 16 年度の太幸早生の販売促進という事ですが、これはうまいみかんづくり推進協議会から旅費は出ています。これについても先ほどと同じでの決算書も今手元にありませんのであとから報告します。

それから 16 年度の太幸早生の増産対策ということで 4,142 千円の予算に対して実績が 2,002 千円ということでしたが、これにつきましては計画に対して実績が落ち込んだわけですが、時期的な問題があつて高接改植等が 2 月、3 月に実行するということで 3 月の補正には間に合わなかったということで不用額が出たということで時期的な問題です。

岩島委員

私が今聞きたいのは、うまいみかんづくりというのは全体的なみかんですね。晩柑系統から早生系統まで一切。ところが、太幸早生というのは特殊な太良のブランド品という事で、予算化をしてあるわけですから、私が思うのは太幸早生の補助予算を組んでいる限り、太幸早生を売りに行く場合の旅費等はそちらから出すべきじゃないかという考えです。なぜならうまいみかんづくりに、何年か前に言いましたように、うまいみかんづくりはいろいろな栽培方法とか、その他の技術的な試験とかをするために使うお金で

あって、そういう旅費等に使うべきではないかという考え方を持っています。というのはあなたの前の課長はうまいみかんづくりにはお金がないと、言われたけれどもあなたの時点でお金は余っているので落としますという話がありましたね。だからこれはそういう500千円減らして、しかも平成17年度は1割カットの450千円にしてあります。これはいろいろな試験とかそういうものを使って、せっかく太幸早生推進の補助というのがありますから、それで太幸の売りの旅費等は使うのが妥当だという考えを持っていますがその点はどう判断されますか。

農林水産課長（金子武夫君）

このうまいみかんづくり推進協議会は、指摘のとおり異動前の課長の段階と私のときになってからの予算の組み方が減額になっています。これについては今、目的の部分の説明がありました。本来は優良系統品種への方針とか、新品種の開発、栽培技術の向上、こういうようなことを大きな目標として掲げてありました。これについて、予算決算を精査したところ、これは本会議でも言いましたが、太幸早生関係の許諾料の更新料というような名目に基づいて2,000千円以上の積立金があったということで、うまいみかんづくり推進協議会からこの許諾料等をここに積み立てるべきものではないという事で、これはそのための協議会ではありませんから、そういうような積立金があったということで、そういうことをはっきりした目的の部分に使いましょうと、使うようなことで関係団体で協議をしましょうということで会議を開いています。その中で、そういう目的と消費宣伝活動は当然内容的には項目の中に入っていたわけですが、もう少し大きく取り上げて、販売即進活動をもう少しこれまで以上にやっ行ってこうというような関係団体の方々の意見に基づいて現在は販促活動で太幸早生もやっていると。先程指摘がありました。太幸早生は1品種でありまして、うまいみかんづくり推進協議会とは別だという提案があったわけですが、基本的には、現在のみかんで一番楽しみとされているのが市場評価等も含めて太幸早生が一番大きく評価されていると。これを徹底して取り組んでいこうという関係団体の方々の意見で現在は太幸早生について特別に販促活動をやっているという事です。

岩島委員

それはわかってですけど、ただね、そのうまいみかんづくりでは予算がなかけんなんやかやの補助は出来ない、試験的な委託も出来ないという話があったわけですよ。それは私も聞いたし、私もそうですよ。事実。だからうまいみかんづくりの予算がなかけんが、そう片方でいって、太幸早生を売りに行ってもらって名を上げてもらうのは非常に私もいいことだと思って賛成はしています。しかし、そのお金の出しどころがですね、今言うように太幸早生の予算、私たちの認めた当初予算の金額が2,140千円も残っているわけですよ。だからそういうようなものにそれを使って、来年度17年度は7,000千円ばかりありますね。おそらくそれもまた若干残るんじゃないかと思いますが。

私が言いたいのは、太幸早生を売りに行くんだからうまいみかんづくりじゃなく、後は太幸のほうで推進をしたほうがどうかこう言っているわけです。それがいやならそれを使っていったなら、もう少しうまいみかんづくりのほうの委託費に若干の助成をしながら、どうすればうまいみかんができるか、そういうふうなやつを真剣にうまいみかんは考えていかなければならないのではないかという考えを持っていますがどうですか。

農林水産課長（金子武夫君）

先程予算の問題の指摘があったわけですが、この件については常に担当者にも各団体等の希望等をとって、どういうふうなことが現在取り組むべき内容があるのか、何に一番使うべきかそういうようなことを、そのために担当がおりますので、幹事会協議会があります、そういう中で審議をしたところで試験等も行っておりますけれども、予算的に予算がないから調査が出来ないと言うようなことは私が知っている限り幹事会、協議会等ではありません。また、そういうようなことが出てくれば、当然ながら予算が少ないという事であれば増額等の検討する必要があると思います。

それからもう1点、2,000千円相当の不用額をその金額を太幸の販促等に使ったらというご意見ですが、この太幸については、現在太幸早生増産対策ということで、改植高接を目的とした予算です。これのためにその前提となる太幸早生の苗木の補助を3年間やってきて、それがそれなりに実績して、今度は増産対策ということでこのうまいみかんを作りたいということで現在増産対策をやっています。これについても不用額が出たということは、農協、果協が目標計画をここに書いていますが、簡単に言うと、16年度については改植が2.2ヘクタールの計画で、実績が2.86と、高接が3.4に対して大幅に面積が減少したということで増産対策ということで、団体からの申し入れで予算を組んだわけですが、そういう面では面積が減ったという事では実績が上がっていないと、それはマルチとかを含めて糖度の問題とか、酸の問題とか、浮果の問題とかいろいろあってですね、やはり各団体でも推進についてまだまだ課題があると、その結果、センサーの糖度のブランド率についても、まだ10%前後低迷しているという事も、まだ二の足を踏んでいる部分もあると思いますけれど、市場からは太幸をどんどん出してくださいという要求がありますので販促活動をやっている状況です。基本的には、現在の太幸早生の増産対策の補助金は改植高接に対する補助金だから、それを今度は販促にと、そこまで幅を広げる事についてはまだ上司とも検討協議をしています。

吉田委員

うまいみかんづくりの下に品種育成会というのがありますが、品種育成会ができたのは、例えば、試験場に品種の研究をしてくださいよという時に、こちらからお願いするのだから、いくらかの資金も必要だろうということでそういうことも出来てると思います。もう一つは新しい品種が出来たときに許諾をもらおうと、その時にまた使う金ということも考えているのではないかと思います。太幸が2,000千円という金で許諾を受けた

ですね、またその次にもそういうこともあるだろうということで、出来るだけうまいみかんのほうで調査研究するものに対して、なかなか金も出せない状況の中で、品種育成のほうに少しずつ蓄えてきたと思います。そういう中において、あなた達はお金はたまっているじゃないかと、使っていないじゃないかとそれで減額しますよという答弁だったと思いますが、そこはちょっと違うのではないかと思いますかどう考えますか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

当初はうまいみかんづくり推進協議会等の柑橘育成会等があったわけですが、柑橘育成会がそういうふうな試験的な取組みをされていたということです。柑橘育成会のほうにうまいみかんづくり推進協議会のほうから補助をしていたという経過になっています。現在は先程答弁しましたように、活動が部分的に停滞していたというのは事実です。積み立て等に回っていたのも事実ですし、決算状況も計画に対する実行がうまくいってない部分がありましたので、うまいみかんづくり推進協議会も柑橘育成会もこれはそのままでは良くないと各団体からもそれは良くないから、一つにまとめて統合してやっぺいこうというようなことで、うまいみかんづくりに現在は一本化しているという経過になっています。

それから太幸の許諾料の件ですが、平成6年に許諾料が2,000千円、15年に更新をして5,000千円払っているわけですが、これは現在うまいみかんづくり推進協議会のほうで許諾権を持っています。この件についてもいつまでも許諾を更新するべきか、それとも開放してもっとたくさんの方々に太幸を作ってもらわないと一般消費者にはもうついていけませんよという話が会議に度に出ています。そういうことを含めまして各団体の方々に意見によって、計画等を見直してきているのが事実です。また私達もそういうふうな意味では、確かに現在の太幸が80トンの目標、それから120トン、ことしが150トン、目標達成率がそれによつては低くなっています。そういう意味ではもっと多くの方々に作ってもらって消費者に喜ばれるようなみかんづくりも必要ではないかと思っておりますし、このことについてはうまいみかんづくり推進協議会の中で検討していきたいと思っています。

吉田委員

もう一つ、太幸について質問しますが、以前太幸の苗を作った時に中々太良の生産者に行き渡らないで、中々太幸の苗が売れないという状況があつて、3年以内の太良町が補助をするという状況があつてクリアしてきたと思います。そのときに、どうせみどりで鹿島とも合併するんだから町内だけじゃなく鹿島のほうにもやったらどうかという話になって、その時点では鹿島のほうにも売り込みを掛けたと思います。それが現在は、色々な話を聞きますがもう太良町からは出しませんよという話を聞きます。どこでどうなったのか知りませんが、すでに鹿島のほうにも太幸は入つてはいます。太幸という品

種はよか品種だ、しかも太良だけにしかなかよという状況の中で販売が出来ていけば最高にいいのですが、それに似通った品種、それに似たような品種はいくらでもあります。そういう状況の中で勝っていくためにはやはりロットが問題ですね。例えばデコポンが出たよと、どっかの隅々で売っても何もならないで、日本いっぱいの人があればデコポンだと知るようになって初めて売れていくと思うんですよ。知って初めてあれはうまかもんねという話になると思います。デコポンでも色んな名前が出ていました。そういうことでは同じものが出ていても名前が違うので中々わからない。それでデコポンで統一をしたんですが、そういうことで太幸ももう少しロットを高めて、東京都内色々なところに出して多くなったほうがもっと伸びていくんじゃないかという気がします。

例えば、佐賀県の佐賀牛、苺の佐賀ほのかでももう県外に放出しています。そういう状況もありますが、今の太良だけでやっていくのがベターなのかよくわかりませんが、出来たらみどり管内くらいはやってもう少しロットを増やしたほうがいいのではないかと思います。どう考えますか。

農林水産課長（金子武夫君）

おっしゃるとおり、今の太幸の苗については1年生の苗、2年生の苗、3年生の苗、需要供給のバランス等々あったわけですが、現在はそれなりに生産が軌道に乗りまして量的に出るようになってきています。その中で、苗の許諾をいつまでもここで持つておくのか、それとも外にも出していくのかと、関与するのかということでは農協の合併問題とも絡んで、結局管内くらいは開放すべきではないかということが当然前回の幹事会でもありました。最終的には15年の12月ですけれども、これまでは許諾での方針をやっていこうと、今度まではやっていこうと。その時も開放していかないと広がっていきませんよという意見がたくさんありました。しかし、その中で更新をしている状況です。逆に言えば、いさお早生なんかはだいたい鹿島で植えていたわけですが現在は太良町の方にも300人くらい植え付けが入っています。そういうようなことで産地となっていくためにはそれだけ植え付けを広げていかなければならないわけですから、太幸も許諾料の開放は、今度の更新の時期が来れば当然ながらそれは話し合いの時期になると思います。それがブランド化の大きな課題になってくると思います。それから先程の岩島委員の推進協議会の決算ですが16年度の決算を言います。

岩島委員

繰越だけでいい。

農林水産課長（金子武夫君）

16年度の繰越金は収入の部で388,953円です。しかしこれは関連ですが、先程私が繰越金と積立金の問題を言いましたがこれは関連しているので言いますが、16年度の繰入金として2,684,600円繰り入れてあります。これが私が先ほど言った積立金として残っているとこれは積み立てるべきじゃなくて、うまいみかんづくり等で使用していく予算で

はないかというようなことですが、これが積立金として別口座に入っていましたので、現在はこれを16年度で繰入金として2,684,600円を入れています。その結果、16年度の決算では支出のほうで・・・。

岩島委員

支出は関係ないのでいいです。私が聞きたいのは、うまいみかんづくりで積立金なりなんなりしていたんでしょ、何百万か。そしたら繰り出したりして現在の積立金がいくらで17年度に繰越する予算がいくらかという事を知りたいのです。中身についてはちゃんとしているはずなので。

農林水産課長（金子武夫君）

現在は許諾金の積み立て等はしておりません。

岩島委員

ゼロ。

農林水産課長（金子武夫君）

はい。

岩島委員

そうすると今、17年度の繰越は388千円ということですか。

農林水産課長（金子武夫君）

繰越金はそうです。

岩島委員

そうすると17年度はこれに450千円足したものが予算という事ですか。それを聞いているんですよ。まだ残ってはいませんか。

農林水産課長（金子武夫君）

基本的には町の負担金が17年度は450千円という事です。

岩島委員

そうすると17年度の予算は450千円と388千円ですかと聞いているんですよ。外にはありませんか。積み立てとか。

農林水産課長（金子武夫君）

388千円は16年度に繰り越した金額ですから16年度から繰り越す金額は、2,842,765円です。

岩島委員

なんて、繰越全部でいくら。2百何万円を繰り入れしたといったでしょ。それは16年度ですか。

農林水産課長（金子武夫君）

15年度から16年度に繰り入れた分です。

岩島委員

そして2,000千円繰入してその金が残っているかどうかという事を聞いているんですよ。そうするとまだ2,800千円も残っているという事ですか。

農林水産課長（金子武夫君）

そうです。

岩島委員

そうすると極端な言い方をすれば4,000千円、5,000千円あったということですか。

農林水産課長（金子武夫君）

いえ、15年から16年に繰入金として2,680千円繰り入れているわけですよ。これが大抵の許諾料等の積立金というふうになります。これはそのまま16年度もそのまま繰越になっています、予備費で入ってありましたから。そのまま17年に繰り越すということです。16年だけ繰越金と繰入金と統合したため柑橘育成会からですね。

岩島委員

そうすると16年度末の繰入金と残金がいくらになりますか。

農林水産課長（金子武夫君）

残金は2,842,765円です。

岩島委員

それに17年度の450千円が入ってくるわけですね。先程、吉田委員からも出ましたように苗等の種子が出たときの許諾金とか何とかが最低2,000千円ぐらいいるだろうという話もあるようですから、それを積み立てていたのが2百七、八十万ぐらいあったというわけでしょう。

農林水産課長（金子武夫君）

そうです。

岩島委員

それを全部今度うまいみかんづくりのほうのお金のほうに使ってしまうんですか、どうですか。

農林水産課長（金子武夫君）

基本的にはうまいみかんづくりと柑橘育成会を統合しましたから、2つの事業をするようになります。だから、うまいみかんづくりの分も今までどおりもちろんしますし、柑橘育成部会の分はうまいみかんづくりの中に部会として残していますから、その中で試験等は今までどおりやっていくということです。その点予算を統合した分は、その分を自由に使って良いというような手立てになってくると思います。予算的には現在は不足しているという状況にはありません。

岩島委員

そしたら今までうまいみかんづくりで色々試験等をされた、あちこち委託して、そのデータはありますか。あったらそれを公表してください。

農林水産課長（金子武夫君）

このデータについてもですね、部会のほうでいつも整理をしています。この育成会はそれが目的だから、ちゃんと資料を作って使えるようにしてくださいと。そして、それを農協なり果協なりで推進活動に使ってくださいということを常々言っていますので資料はあります。簡単に言いますと、内容的には高品質果樹生産、それからタイベックマルチとか、樹勢維持の方法とか、品質向上、点滴かん水、でこマルチ、ナギナタガヤとか高畝栽培、だからこういうふうな高畝栽培なんかも研究の成果が町でこれを取り上げて太幸早生の増産対策に近づけたと言うふうになっています。

岩島委員

今高畝の話が出たんですが、私のところも実際高畝をやっているわけですね。それで、あえて言うのは、高畝を推進してそういう特殊なみかんを作っていくといけませんよという事で進めたんですが、今のところ4名なんですよ。一つも進んでいきません。太幸の補助を出してして、していく場合にですね、やっぱり私たちのような方法ですると補助をやるよということをししないと、そのまま植えっぱなしの苗、それから植える管理費に助成をしたって、今見て回ってマルチをしとらん太幸はもう役に立たない、はっきり言うて。だから、マルチも出来ない、しもしないのに太幸を植えさえすれば良いというようなやり方では今後だめだと思います。その辺も、助成をするなら徹底した指導をしながら、それに見合った商品が出来ないのであれば助成をした意味がないと思いますよ。だから、うまいみかんづくりでそういうようなことを研究することにお金を使わないと、私があえて言うのは、太幸を売りに行ったりする費用はこれから出しているとそういうことに使う金がなくなると困るので、そっちはそっちで使ったらどうかという意見なんですよ。しかしあえて、今あなたの質問でいけば、委員もおられるので今後そういうやつは研究をしてもらって、いかに太幸を良いみかんに作っていくかの指導を徹底的にやり、それに対する助成を考えていかないと助成をするばかりでは何の意味もないと思います。

農林水産課長（金子武夫君）

太幸早生については太良町で生まれたみかんですから、町も最大限予算的にも努力をしているわけですがまだまだ問題点等がたくさんあると、しかしながら先ほどの実績についても儲けを確保、計画出てきますけれども実績が少なかったという結果2,000千円の不用額が出たということが事実です。うちの担当の竹下も来ておりますから太幸早生の問題点、推進するに当たっての意見を少し発言させます。

農林水産課農政係（竹下清信君）

16年度の補助事業の予算残が出た大きな理由としましては、台風災害によって一般生産者の自己負担というのが必要になってきますが、その負担金等についても難しいという点のあったのが大きな理由です。それと合わせて、太幸早生というのは基本的に岩島

委員がいわれたように完全マルチ被覆がどうしても必要と、個人が太幸早生のマルチ被覆をしようとした場合に、作業能力的に面積が限られてくるという事で規模拡大が中々難しいという点もあって、現場のほうでは推進が若干進まなかったという点があります。

吉田委員

この太幸早生に限らず、太良町は農業関係に力を入れてもらうというのはよそと比べて大変良いことで、しかも太幸早生には町長も一生懸命になってやってもらってよ所に誇れるくらいあるわけです。「あなたのところは良かね」と言われるくらいにあります。出来るだけそういう形でやっていかなければならないという気はありますが、最初は許諾をされたときに最初は2,000千円でしたね。その後は5,000千円でしたんですか。

農林水産課長（金子武夫君）

500千円です。更新料です。

吉田委員

何で5,000千円来たのかとびっくりしました500千円ですね。

岩島委員

5,000千円というた。

農林水産課長（金子武夫君）

あっそうですかすみません。

吉田委員

びっくりしました。5,000千円出すくらいならなぜ権利を買わんかいと。権利を買ったらもう許諾は要らないんですから。許諾もまた問題で、許諾はどこにもしていいんですから、町にしているもどこかの苗木屋さんにしてもどこでもいいんですから。権利を持っている人はいくらでも金が入ってくるわけですから。ただ彼が「もう町にしているので色々してはいけないので」と言ってくれるのでですね、こういう風になっているんですが。さっきからロットを高めないといけないという事を言っているんですが、例えば鹿島に出す場合も、その許諾料を上乘せして、太良の場合はこれだけで良いですよ、でも鹿島の場合は許諾料を上乘せするよという形で出せば、それが入ってくるのでそう損するものではないと思います。しかし、鹿島でももう進んで行ってますからね。それで、うちで止めてもどうにもならないであろうと思います。それから、今苗木を委託で作られていると思いますが、それは値段はいくらで何本頼まれていますか。

農林水産課長（金子武夫君）

許諾料の上乗せについては14年、15年、16年と3年間ありますから、そういうふうな過去の経過を踏まえて関係団体と協議をしていく必要があると思います。それから苗木の委託ということですが、現在は苗木の助成から変えまして、先程言いました太幸早生増産対策に切り替えています。苗木の委託のほうは町では事業は実施しておりません。

町長（百武 豊君）

今太幸の問題が惹起していますが、やっぱり、木原君の家で突如として出来た太幸。これを苗木屋に言って育てさせたところが、3年生になっても苗木が売れないと、困って僕を会長に祭り上げていて責任だけ取らせるとかということがありますが、何にも報告を聞いていなくてしかりつけた事がありますが、苗木屋がよそに苗木を売るのをよかかと言っていると、それはいかん3年木ならそのまま3年木で補助をやって安く売ってやれと言うのが始まりです。ところが、鹿島にも流して良かかということが最初来たから、何のために太良の太幸というものを作ったのかと、太良でしないのなら合併してもそれぞれの選果場の優秀なうちはこれがあるというのがあるはずだと。なんにもせんとなら叩き切ってしまう、太良がしないのなら、と言った事があるのは事実ですよ。それが鹿島には流さんと言った元ですけれどもね。しかし、合併したから、この間も竹下委員から聞いたけれども、その論理はこれから通っていかなくなると。

佐賀牛があるように佐賀牛は佐賀県全体に佐賀牛があると。やっぱり佐賀美人というのは佐賀全体の佐賀美人だから良いやつをその代わり入れると。今、岩島委員からあったけれども、露地に高畝もせん、マルチもせんものを太幸でございますと威張って作ってもらっては困ると思うわけです、価値がないから。これは佐賀美人には入れてはいけない品物だと思いますので、それでは二束三文にしか売れないと思いますからね。マルチと高畝をやって、そしていわゆる佐賀美人に入れられるやつを作りたいというのが原点にありますからね。やっぱりやる気のない人には補助はやってはいけないと、平坦地のやつには。

最初東京に行った時にマルチは30トン出してうちの市場にもくださいと10社ぐらいが入ってきて、来年こそはうちにもくださいということがあったから、その帰りに、農家と、農協と果協とが話して補助制度を作り上げろと言ったのが原点だけれども、そのときは12月15日までに出せるみかんを作ってくださいと要請があったから、それならやはり高畝とマルチしかないだろうという事でやったのに、やはり露地のほうまで補助をもしやっているとすれば、これは誤りであると思いますから、そういうことは避けてもらいたいと。一生懸命やるところに補助はしてもらいたいと、高畝を作るのに金がかかりますといったから高畝の補助もしなさいと言った覚えがありますよ。やっぱり機械を入れる時にはそういうのも補助をしていいんじゃないかとかありましたからですね。佐賀の太幸にならないといけないという考えを変えてするならばですね、そのようなことをしなければならぬと。ただ、みどり農協の本部に行ったら、上野という品種を食べさせてもらった、これがまためちゃくちゃ良かったから、これはうまいなと言って帰ってきて、これを言ったら、こんなうまいのはないなといってほめたら農協長はびっくりしましたと言っていたけれどもね、やはりうまいのは佐賀美人として出すように、うまくないのは佐賀美人として出したらイメージが悪くなる。

ことしも太田市場に行ったけれども、やっぱり売れ残っているのは、長崎のみかんと

愛媛と熊本だと。700 円にしても売れないと。この前行ったときに今日の競りでは 2 万箱残ってますと言ったけれども、今度は 10 万箱売れなくて残っていますと。どこのみかんですかと聞いたら長崎と熊本と愛媛だと。佐賀のは売れてしまいますよという事だからこういう佐賀のイメージをどんどん作り上げていかないといかんと思いますから、やはり太幸の指導については、今岩島委員もいわれたように、吉田委員も言われたけれどもやはりやる気のある人には助成をして増やしていくとすることが本当だろうから、やる気のない人に無駄な補助金を出してはいけないと思う。

総務課長（佐藤慎一君）

先程の木下委員の質問の答弁漏れですが、町外居住者を言います。役場の本庁で 7 人、病院が 17 人、合わせて 24 人。

以上です。

木下委員

当然この人達は太良町には住民税というのは対象にならないと思いますが、例えば町内に空き家があってもそこには住みたくない。いくらでも大浦あたりにも空き家はあるような状況ですが、それからまたそういった状況で、野崎あたりにも若者定住という事で町のほうで最低価格で造成もし、推進をしていますが、現在においても、はや年月もある程度超過しているわけですが、23 区画の中で約半分強、後の 11 区画は残っているという状況ですが、そういった町また病院の職員の方のいろいろな都合もあるでしょうが、そういった方の内容も都会のほうが住み良いとか、いろいろあると思いますが、もう少しその辺の指導は出来ませんか。どうですか。

総務課長（佐藤慎一君）

現状を説明します。役場の 7 人のうち女性が 2 人と、そのうちの 1 人は最近の条件のときに住所要件がないと資格要件ではいっていると。要するに保健婦さんです。もう 1 人は結婚をしてもともと町内に住んでいたけれども旦那さんの都合で町外に居住という方です。男性 5 人の内、すでに町外に家を作られた方が 2 人、ひとりの方は奥さんの都合で町外と。後の 2 人の方が、今住宅を探して町外に求められたと、いずれは太良のほうに帰ってきて新築等されるのかなと思います。そういうことです。

木下委員

やはり財政の確保をする上ではそういったことも町民からの目線も非常にあるわけですね。私も聞かれてどのようにしているのかと言われるものだから、あまり感心しない質問ですけど、町外に住んでいる人について、町民に説明をするためには質問をせざるを得ないという状況でお尋ねをしている状況です。

町長（百武 豊君）

今委員が言われたけれど、区長会の中で議員との話し合いの中でも出たことですよ。役場に勤めていながらよそから来ているという事は通勤手当をカットしてはどうかとい

う話が出たり、理由があってよそに行っている人もおりますよ、よそに行っている人にも今朝直接話したこともあるけれども、こういう話があったんだということをいっているけれどもね、やっぱり太良町に勤めているのならば太良町に税金を納めて欲しいというのが尋常にありますからね。そういうのもこれから行革の中で検討していかざるを得ないのかなということが1つ、それから昨夜も出たのは役場の職員の自動車で来ているのは駐車料は取っていないのかと。よその役所でも取っているところはあります、そういうことについても段々段々町民の目が厳しくなってくると。昨日の話では勤務時間にタバコを吸うところにいるのはおかしいんじゃないかというのも事実ですからね。そういうことから、やっぱり住民の手本だと言われるような職員にならないといけないと思いますから、そういった面では財政面と両方構えて、これからひとつみんなで構えて、みんなで話し合っただけで役場の職員が立派にちゃんとやると住民も必ず理解をしてついでにいただくという姿勢がこれから求められるものであろうと思いますから。そういうことを考えていかなければならないと思います。

助役（木下慶猛君）

町職員についてもそうですが、逆に太良町の場合には職場がないものですから、太良町から鹿島に行ったり塩田に行ったり、佐賀に行ったりするわけですよ。ですからこちらの一方的なことばかり言えない訳です。まず居住権というのもありますから。太良町の住民が塩田町役場にも行っている方もいるわけですよ。もうひとつ駐車場についてですが、だいたい公民館のほうを使っているわけですが、もし料金を取って、そしたらその人の権利がありますからいろんなイベント等の時も困りますし、外の人が止めていたら退いてくれなどと町がしなければならぬ。結局そこに整理というんですか、そういう人も置かないといけない。そういう時にどうなるかという事も考えたわけですが。雇うとなると人件費もかかりますし、そこら辺は難しいと思います。だから一概にこうしますとは言えません。

木下委員

助役の話もわからないではないですが、やはり仕事上で町内に住んでいて仕事は武雄、嬉野に働いて町税を納めてもらうという事は歓迎する事であって、それはこっちに置いて、町職員というものはやはり、町民の指導的立場にある人達がいろいろな事情があるにせよ、今からの若い人達は都会のほうに住みやすいのだから田舎には空き家はあってもそこには住みたくないという状況ですから、規制をしないとどんどん町外から通勤してくるようなことになれば大変な事になると。そういうことが例えば町税でんなんでん滞納、未納にも繋がる経緯も出てくるって思うんですよ。その辺も執行管理者としては言いにくいことでもあろうかと思いますが十分検討してください。

助役（木下慶猛君）

はい。強制は出来ませんが。

岩島委員

助役の駐車場の問題ですが、私は2、3日前、役場のOB二、三名から、昔私たちが勤めている時、元の役場の時には、駐車場を抽選でして、そしてそれ以外の人は野口さんの駐車場にお金を払って止めた経緯があるじゃないかと。だから、今の役場職員は近い人も全部車で来るので駐車場がいっぱいしていると、若干の使用料、今言われるように番号を決めて、ここがあなたのというように抽選して決めてしていた。そういうのじゃなくて良いから今止めている人から500円でも300円でも職員は駐車料金を納めて止めているんですよという方向に話をしなさいと、あなたはOBでもあるのでといわれた。それは決算委員会で話をしてみましようと思っていたら、いきなり昨夜その話が出たので。ただ、駐車料金を取るというのは大変ではあるけれども、職員も例えばある人が佐賀の会社に行っていて会社に止められないので月極めの有料駐車料金を払って会社に行っているという人もいるわけですよ。そういうことから考えると若干はやむをえないかなと。それと、その当時は2キロ以内の人は自転車で来いとか、駐車場の抽選に権限を与えないとかやった経緯があるわけですよ。しかし、今の場合はああいった場所があるからそれはしなくても良いと思いますが。やはり駐車するには職員は駐車料金をいくらでもやって止めていますよという話し合いをしないと町民感情があまりよくないと。うちのOBがこれは言い出したことですから、だから私は決算委員会で提言はして見ましよう。それは強制は出来ませんのでとっておりますので、検討してくださいとは言いますと約束をしていますので、ひとつ検討はしてみてください。

助役（木下慶猛君）

それはもう私も、駐車権利がなかったから抽選する前に野口さんに一区画借った経験があるわけですから。

恵崎委員

実績報告書の57ページの文化財保護費の歴史資料館と図書館のところでちょっとお尋ねします。この前、歴史資料館の事も聞いたとですけど、入場者数も前年度より4百四、五十人も減っています。それで、文化財の保護とかなんとかは確かに重要な役目で、それから民芸保存育成補助金とか、民芸保存事業費補助金とかこういうのは絶対必要と思いますけれども、果たして歴史資料館そのものを毎日開館する必要があるのか、この前の教育長の説明では、だいたい今は小学校とか中学校が団体で来るのが多いというようなことを言われたと思うとです。減ったとはいえ、16年度も3,000人以上は確かに来ているんですけど、私の感触では、あそこに館長と臨時職員がいますが、極端な話、入場者をチェックするためにいるようなものじゃないかなと、極端な言い方ですけど。その辺は大橋図書館の館長さんと兼務という事ですから、文化連盟などの事務とか確かに必要でしょうから当然せんといかんですけれども、そういうのもしかし図書館もあるし、その辺で、私が言いたいのは需用費などがあるわけですよ、開けている以上は。開け

ても良かとばってんが、果たしてあそこに毎日おらんといかんとかなというところが疑問ですけども。建物自体はおってもおらんでも、去年修繕費などが出ているのは当然管理はしなくてはいけないのですが。それと図書館と関連で言うと、図書館に今正職員方が1人いますが、個人的にどうのということではありませんが、そこも司書補とかの資格を持った人の囑託で出来ないものだろうか。館長も別におられる事ですし。課題だと思ふ訳ですよ。数字を言うと、文化財保護費のところでも委員報酬とかは色々居られるのでそれを除いて需用費とか除いて3,000千円ぐらいいっています。助成金とかを除いてですよ。全部で6,700千円ぐらい決算額が出てますが。財源確保というのは確保もですが、こういう節減も同じ効果は効果ですから。

教育次長（川瀬勝芳君）

この前の決算委員会で質問があった続きかと思いますが、この前言いましたように人事のことにつきましては私のほうからは控えさせていただきまして、町長のほうからの答弁に致しました。相当な人件費削減ということで、行革において教育費の削減をされていますので、そういった上でこの人件費関係を協議しております。館長については大橋記念図書館との兼務ですので、賃金の削減という事で教育長との話はしてはおりませんが、私のほうからはこうしますという答えは控えさせていただきます。

町長（百武 豊君）

今委員が言われるように、今は独立独歩の時代だから今が一番タイムリーですよ。こういうときにしないと機会がない。一番契機が熟している時ですよ。出来るものはなるべくピシッとしたほうがいいと、ズルズルはやりにくくなりますからね。やるなら今しかないと思いますからね。

恵崎委員

前向きな答弁をいただきましたので、新年度からでもですね図書館は臨時の方でも十分だと思いますし、確かに今充実した活動をされていますが、資格を持った臨時の方で十分だし、館長は館長でいるわけですから。法的に必ず図書館は正職員でなければならないという事はないのでしょうか。

教育次長（川瀬勝芳君）

公立図書館には専門職を置くようになっています。

恵崎委員

専門職というのは必ず町の職員でなければならないのですか。

教育次長（川瀬勝芳君）

必ず町の職員という事ではありませんが資格のある方ということです。

恵崎委員

ぜひ、そういうことでチャンスと言われたので。

町長（百武 豊君）

歴史資料館については誰も居ない訳にはいきませんので、可能な限りその辺は____していきべきだと思います

恵崎委員

歴史資料館は、開ければ誰かが貴重なものを持っていったりする可能性がありますので、小中学校が学習のためと言ったら事前にわかるわけですよ、そのときは当然開けて、館長が説明をされてよかし、図書館に居るので。ただ、そうする限り、閉鎖した場合に一般の人は不自由ですたいね、それは確かに。もう長年開館してきているので、果たして毎日開館している必要があるのかという、学校なんかはあらかじめ連絡があるでしょうから。

町長（百武 豊君）

まあその辺は、検討してみたいと思います。

吉田委員

再三未納についての質問をしますが、誰に聞けばよいかかわからんですけど、この中で税金関係については不納欠損であげてありますが、他のものについてはそのままになっていますが、どこら辺の整合というかそういうところはないわけですかね。

助役（木下慶猛君）

それはそれぞれ法律に基づいて税は5年ということでしょう。私たちは手数料については2年とか色々聞いていますが、それぞれあると思います。この前病院のときもいったと思います、請求はやりっぱなしで、それについても効力があるのかということを検討したんですが結論は出ていませんが、それぞれ各課から説明を受けて対策を立てている訳です。当然時効というものはあると思います。そこらへんで、この間、水道では何年分についてはということで皆さんに了解をもらったわけですが、それぞれ時効はあるものですから。落とすについても、再検討するというところでやっていきたいと思いません。

吉田委員

そこがバラバラで、やる場所はやる、やらんところはやらんという状況なので、そこはどの部門も必要なところがあるだろうと思います。そこは監査委員の意見はどうですか。

監査委員（土井康彦君）

時効等についての内容については法的に研究しなさいという指摘はしておりますけれども、例えば、給食センターの給食費等についても監査委員としての意見は申し上げておきます。というのは、育英資金ですね、あれは当然借り受けたときは、保護者または保証人の負担で納付義務を負わされていますが、借り受けた人が学校を卒業して一般社会人になったときには借受人じゃなくして生徒だった人からも徴収をしている経緯があります。ですから、給食費も一般社会人、古いのは50何年からあるわけですから、そう

いう人たちは当然社会人になっているわけですね。そういう方法を法的に勉強せんかと。この前も未納の件で、給食センター所長に質問があっていましたが、この前指示した成人になった人達の取り扱いというのは検討したかと聞いたら、していないという話ですもんね。私達は常に当事者に対しては公正公平を常としなさいよ。納めんで人が得するような人が出ないような方策を取りなさいよというような指導はしています。

木下委員

その給食費滞納の件ですが、センター長は出向いとらんと、しかし教育長は大分努力をしているというような答弁でしたが、これは他の税金と違ってこの給食というものは子ども達の加入した分で運営しているのが給食事業だと思います。そして、この滞納をこのままにしていけば給食事業が閉鎖に追い込まれるのではないかと、やらん人が得でと。やはり給食問題は別として、次長、ですね、センター長を交え強力に徴収をするような方策をとっていかないと、それからまず私が言いたいのは、給食費を払わないところには家庭にも通達をしてもらおうとか、子どもにも弁当を持ってきなさいと。やはりお宅のように滞納されると、善良な子どもに大きな負担が掛かっているということで当然出されませんというような事を指導するべきではないかと思いますが、どうですか。

教育次長（川瀬勝芳君）

今日は給食センター所長が欠席しておりますが、給食運営委員会の方で十分な協議を今までなされておまして、運営委員で今まで徴収に回っているところですが、1年ぐらい前からだったと思いますが、PTAの方も一緒になって応援ということで徴収した経緯があったと聞いています。そういうことで、再度給食運営委員会において先程委員が言われたように努力してもらおうように伝えたいと思います。

木下委員

給食運営委員会というのはこのとおり発足されておりますが、本部の役員にどのような状況かと聞いたところ、年度末3月に1回ぐらいの徴収ということを知っています。これはまたぜひ1学期、2学期、3学期、期末ごとには徴収しないと、6年生の3月になると中学校になるから相手にされないとか中学校3年生の期末になるともう相手にされないとかそういった話も聞きますから。

そして、今までの経緯として卒業した子ども達に請求すれば、あれは親の義務教育やっけん親から取ってくださいとか、親は子どもは一人前になって働きおっけん子どもから取ってくださいと。あっちこっちにたらい回しにして、今日までこういうふうにして益々増えるばかりやなかね。幸いにして行革で前倒しして協議をしている中で、そしてまた太良町の状況が年々衰退する漁業、農業の今日だから、そしてこのように払わない人を見逃すという事はとんでもない事です。なぜ弁当を持ってこさせないのかと。給食事業はあなた達のためにやめないといけませんよというような強硬な対処をしてもらわないととても納めはしない、今まで納めてないんだから。その辺の決意をそれはセン

ター長もあなた達の教育委員会の分野として指導が必要だと思います。

助役（木下慶猛君）

前にも言いましたが、もう今の段階では平常業務に追われて中々徴収に回る時間も出て来ないから今の時期には法的な手段をとらないといけないだろうと。そのためには徴収の対策の専門部署をそういうやつを作る時が来てるのではないかと言うことで、未収金対策の時には打合せをしているわけです。今後どうするかというのはまだ今から話し合いをするわけですが、皆さんの意見としてはですね。私は例えば税務課だったら盆と正月、年度末ということで行っていたわけですが、もうやはり年が明けたら残業残業で行けなかったの、年前にしていたわけですが、私の経験上ですが、皆さんは御用納めが28日という事を知っているものですから、特に私には30日の晩7時に来いとか、31日の5時に来いとか言われたものから、行ったら「あら本当に来たとね」という言葉がヒュッとかえって来ていた訳ですよ。という事は周りの人は御用納めと知っているものだから行ってなかったわけですよ。「約束だったので来た、借ってこじゃ」とその時は強く言われるものから、そういう強い手もやったものからね。結局押してもだめなら引いてみなでやったわけですが、もう今はそういう時代じゃなくて今は法的な手段をとらないと見せしめという事じゃ悪いですけど、やはりしないとだめじゃないだろうかという事を打合せをしました。今後検討をさせてください。

木下委員

助役が言われるように、公金的にはそういった対策でやってもらおうと。しかし、給食のほうはPTAという関係者も十二分に役員として給食運営委員として出ていらっやいますから、校長はじめ、その人たちは緊急にでも集まってそっちはそっちで努力してもらおうべきと思う訳ですよ。

助役（木下慶猛君）

私が今言ったのは町に債権があるものですよね。給食費は委員会のほうですから私は手は及ばないとこの間言ったでしょ。

木下委員

そっちはそっちでひとつ努力をしてください。

以上です。

教育次長（川瀬勝芳君）

先程言いましたように、今日指摘があったことを運営委員会に十分伝えたいと思います。

岩島委員

給食費の滞納の事ですが、ある部落、平成12年度も13年度も14年度も15年度も16年度もというふうに滞納の部落があがってくるわけですね、そして、人数も変わらん。10人なら10人ずっと。ということは、その部落の人が平成11年ぐらいからずっと払

っていないという事です。やはりそこは部落的な問題もあるようですね。だから自分だけじゃない、10何名も居る訳だから18名も20名もいるから、という事になってしまっているんじゃないかという気がします。そこのところも運営委員でもう少し論議をして、この部落はこれだけずっと変わっていないという事で進めていかないといけないと思います。ずっと同じ人間なんですよ。

助役（木下慶猛君）

これも前皆さんに報告したと思いますが、例えば私が税務課の時に行ったら「さっき家賃をやったもんね」と言われるのでたぶん同じ人とだろうと思うんですよ。でも、私たちはこれだけしかわからないわけですよ。だから今の時代は先程も言ったように寄せ集めて専門的なことをしないとイケないのではないかと行ったのはそこなんですよ。

吉田委員

私がお願いしたいのは、各課の課長は、一生懸命頑張って何とか入るように努力をされていると思うし、今後もまたそうされると思うんですね。ただ、どこかでは不納欠損で処理してしまう、どこかではいつまでも残る、そういう形がですね、やはり自分があまり責任がなかと、後でそこに課長で人事異動でいけば、それでかなり溜めたれて、という状況が続いているわけですよ。そこら辺もう少し整合性が取れたものにすべきじゃないかということをお願いしたいと思います。

田口委員

この不納欠損金の問題で、未収金の徴収に初日から熱心に審議をしてきたんですが、今助役が言われたように、全課に____を作って、対策委員会等で専門的にということでしたが、同時にいつごろまでにそういうことをピシッとして、そしてそれが学校給食はPTAとか給食委員会がありますから、そこでどういう取り組みをしろというスケジュールを作っていたら、もちろん、____は当然必要だろうと思いますし、だからそのスケジュール表を作って、全体として、例えば不納欠損処理については、総額的に、もちろん一般会計もあつぱってん、町税もありますが、国民健康保険税もそんなこと16年してあるわけでしょう。だから、今滞納してある中で、3カ年計画ぐらい作って、その中で取り組むものは取り組むという、さっき午前中も桑原税務課長が具体的に取り組みをしていると言っていました。ああいうスケジュールを作ってもらって、そして全体としてチェックしてこういう場合にはやむを得ないから、この辺で膨らんだる不納欠損処理しないと仕方がない、それは町長の決裁で出来るはずですからね。そういうスケジュールを作って、それぞれが報告義務とか取り組みの姿勢とかきちんとして、さっき土井監査委員も言われましたが、ぎゃんとも勉強せんかいと、給食費についてですね、してないところもありましたが、そういう意志統一を図るスケジュールを作って、定期的にそういうこともやるし、年に2回でもいいので、こういう取り組みをする、取り組みますという、結果的にはこうなるとりますというのをぜひこのあたりをですね、た

びたび言わないでいいようにピシッとしたスケジュールを作ってもらいたい。

それからもう一つは、時間外勤務手当について色々検討されましたが、私が5カ年ぐらい調査してみてですね16年度13,232千円実際出してあるわけですよ。12年ごろは26,000千円、当初予算よりはるかに多か実績が出とったわけですよ。5年ぐらいしたら半分ぐらいになっていると、そういう厳しい中でチェックされて、もちろん今は事務管理されとっけんが、長い目で見れば半分ぐらいになっている実態もあっけんですね、そういう努力をぜひして欲しかと。

それから、桑原課長が午前中の答弁で、基本的に現年度ゼロの徴収に努力するのだと言われましたが、最終的には不納欠損処理するか何かして整理するものは整理して、残れば、前年度翌年の3月31日までにゼロにすると、それが最終目標やっけんですね。そうすると場合によってはこんな厳しかときですから、滞納する前の生活指導というのが役場自体で出て来るのではないかと。払うほうの立場でこうしませんかという指導を全体でもらう。町長が痛み分けといつもいわれるのはそのことだろうと思います。足を現場に運んでこんなにきついのならこうしなさいという生活指導をやっていけば必然的にゼロに近い状態が出てくるのではないだろうかと思います。そういうスケジュールを作って助役さんね。そして全体で取り組むということを今回はやっていただきたい。

助役（木下慶猛君）

今言うようにですね、これは10月に開いたばかりですので、そういうことが出たものですから、まず、現在はその滞納者のちゃんとした名寄せを作ってみてですね、それから入らないといけないので、すぐぱっとは出来ないの、そういうことですね。さっき言ったように、私は税務課が長かったものですから、結局、家賃とか水道料とか全然わからんで自分だけ行とったわけです。ですから、そういうものを全部まとめて専門のスタッフを作ってですね、それにはまる時代ではないだろうかということは今言ったわけです。どうするかは今から検討するわけですが、とりあえず税務課のほうには当然これが一番あれですから、名寄せを作ってくださいということで言っているわけです。私の経験から言うと、例えば行って留守なら留守で良いわけですよ。そして、何月何日どう言われた。対応は誰がした。ということを書きとっておくわけですよ。そういうことでずっと話し合いをしながら、一辺で駄目ならば、月々10千円でも5千円でも良かけんがということで、まずそのかわり現年度は完納してくださいよということでやったんですね。結局、現年度を滞納したら何にもならないわけですから。現年度は100%納めて、滞納分については月々いくらかなとん埋め合わせをして納めてくださいというやり方をずっとやってきたわけですからね。色々皆さんと協議をしてどういうことになるか、例えば税務課については年明けたら課税のほうに一生懸命なものですから、やっぱり課税しない事には駄目ですから課税が第一ですから。

木下委員

助役、今までこの滞納問題は、いろいろ私も一般質問でも何回かやってきました。あまり好かれる事ではなかつですけど、しかし、町民の声として反映をしないといけないということでやってきました。そこで、小山助役にはあまり部外者なので言いたくなかった。しかし、あなたは税務課長の経験があるし、本当はもっともっと早くこういった対策をしていただきたかったわけです。今やっとなかなか重い腰を持ち上げよると。前私も監査委員として勉強をさせてもらってけれども、そういった時点から指摘をどんどんやると。こういった検証をされていますかと、年に3回ぐらいやっているという答弁をもらっていたわけですが、果たしてどんな勉強会をされているか知りませんが、本当はもっとこの大事な未収金対策というのは、強固に推進をしてもらいたかった、ぜひお願いします。

田口委員

病院の事務長が見えとらんですけれども、昨日、行革の説明会の資料をもらいましたが、その前に病院医療損益計算書という、最終平成30年までもらいましたが、中身が若干変更になったものがあるものですから、一般会計の繰入の関係もありますので、13年度以降16年まで公営企業についての財政移譲額というのはどのようになつてますかと大串課長に聞いたんですけど、4年間で212,000千円ばかりなっていて60,000千円平均ぐらいですね。それに対して、実際に他会計繰出金に記してあるのは、16年15年、結構大きくて48,657千円と、事業6会計で出ている金額の倍以上出ているわけですね。そういう中で繰越決算金が7,140何万という報告があっていましたが、昨日の場合も牟田君あたりから質問があつてですね、減価償却の話があつてましたが。そうすると、18年度以降ですよ、医業収益が2億6千万ばかり増えとるわけですね。これが計画どおりいかんぞ、全体が結構狂ってくるのではないかと思うものですから、これは説明してあつてんですよ。これに対する修正案をぜひ後でほしいということと、そこらの中身というか8億6,600万の中で入院収益、4億3,300万となっていますが、かなりボリュームが太かわけですね。計画が狂うとなれば大変なことになりますので、ここらの変更になっている基礎数字というのを是非欲しかと。

助役（木下慶猛君）

病院建設の前の段階で作っていますから確定してからじゃなくてですか。予想のときでいいわけですか。

田口委員

これが出来ているなら出来ているわけでしょう。まだここまで出来ているだけですか。これは21年まで。

助役（木下慶猛君）

ですから23年からで黒字になるように作っているわけですけどね。これはあくまでも予測ですから、いま病院建設でいくらと予想であげているわけですよ。これが確定し

たときでまた作り直さないといけないのですが今の段階でいいのですか。まだ予算ですよね 17 年度の段階は。

田口委員

中身あたりは本当は欲しいのですが。事業収益がですよ。

助役（木下慶猛君）

そこら辺は予想ですからそれはいいわけですが、今度は決まった減価償却とかいろいろあるわけでしょう、そこら辺はまた実際のあれによっても状況でも違ってくるし。（発言する者あり）それが変わってくるわけですね。それは伝えておきます。

恵崎委員

関連で。今病院が出たけんが、今事務長がおらんけんが答弁は出来んと思いますが、16 年度の予算で開発費ということで 90 何万、病院経営診断ですか、組んでありましたが、その結果はまだ出とらんとですか。西村係長わからんやろ。

財政課財政係長（西村正史君）

経営診断については平成 12 年で実施しています。それで、この結果を持って病院の事務長から説明があっていたように、各種改善委員会の、設置、改善を図ったと。それから、大型投与で委員会にもかけたり、それなりの改善をずっとしてきたと。そういうのをすべて経営診断の結果を踏まえてしたところですよ。接遇の研修についても、診断途中、平成 12 年度途中で、これではいけないということで早速この 12 年度から始めたという経緯があります。

恵崎委員

そしたら私の聞き間違いかな。開発費の 90 何万円組んであった、そのそれを受けて待遇改善とかなんとかの研修に使ったということかな。16 年度の決算の時。16 年度に経営診断を実施したと私は聞いたとばってんが。

財政課財政係長（西村正史君）

経営診断に使った経費を公営企業の決算上で 5 年間で償却できるというような決まりがあります。だから、12 年で使った経費を 5 年間で約 100 万弱ずつ経費として落としていくという事になっています。

岩島委員

病院の事務長が来ていないからあればってんが、こないだ病院の決算のときにこれができていたのかどうかということですよ、私が聞きたいのは。これ、31 日に出来ていたのであれば、わざわざ決算して行革の話も出とつとに、この資料は私たちにはやらないで、昨日たまたま説明会に行ったらポンと出てこの説明があったわけですね。それは説明があっても良かとですが、出来ていたならやっぱり議員の他の議員も私たち以外の人もあるわけですから、こういうふうなやつはですね、この前、一般の行革関係の説明がありましたね。その時これは出来ていたのかどうなのか。出来ていたならばなんでその

時にしなかったのか、それを説明してください。

総務課長（佐藤慎一君）

その資料については昨日来られたらお分かりのとおり、役場本体の分はすでに示していましたが、病院の行革プランについては、抜粋ということで住民説明会用にチラシ的なものを作りなさいという指示をしたのが四、五日前ということです。

病院本体の改革プランについては、11月8日の第3回の調査委員会に初めて出した資料ですから、それから条件付で抜粋して出しています。ですから、昨日の時点で初めて間に合った資料です。住民説明会用に特別に作ったチラシです。

岩島委員

こういうのはやはり私たち議員も全然知らなかったです。よ、ばたばたして作ったということはわかりますが、7日の日に我々の決算委員会があったわけでしょう。そういうときでも、決算の委員がこれだけ10名いるわけですから出しても良かったんじゃないかと思います。何でやと思うわけですよ、何でこんなふうかと思えますけれども。それはやはり8日しか出来なかったというのであれば仕方ないなと思えますがね。

総務課長（佐藤慎一君）

8日の第2回の調査委員会に、病院の行革プランとして初めて調査委員会のほうに諮問しているわけです。（「あ、そう」と呼ぶ者あり）はい。そして、十、十一に住民説明会をやるから説明会の資料としてはあまりにも分厚いのでダイジェスト版的に住民に本当に知らせたいところを要点書きにして説明会資料として作ってくれということをお願いしています。

岩島委員

この問題について我々全部の議員に対して説明会を開きますか開きませんか。

助役（木下慶猛君）

要請があれば当然開きます。

岩島委員

要請ではなくて考え方を聞きおっとですよ。要請ということは私も全員そろわないといかんけんが。私の考え方じゃなくてあなたの考え方を。

助役（木下慶猛君）

28日に臨時議会をお願いしていますので、その後に説明させます。

総務課長（佐藤慎一君）

作業的には今月21日が第4回ということで最終答申という事になります。そして、今日が大浦地区の住民説明会と、そういうものをふまえて、町内はまず役場の本部会議を開いて意見の集約をしたいと。そして、議会で報告する前に議会との勉強会が出来たらなと思っています。ただ、日程についてはまだ今助役が言われたとおり、そういうふうな形で日程を設定をしていただければ。

決算審査特別委員長（末次利男君）

あと一人、あと1問。限定いたします。

竹下委員

実績の57ページ、社会教育費のところですが、今、ずっと婦人会が各支部ずっと減少していますが、今いくら支部が残って、その傾向について対策とは中々立てにくいでしょうがどう動いておられるのか。それから新生活運動育成補助金ですが、これはずっと私たち入った頃からあってたんですが、どういうことをされているのか。マンネリかなあと思っていますが、100千円でどれだけ、チラシだけ作ってお終わりだったのかどうかお尋ねします。

公民館長（寺田恵子君）

先程の婦人会支部が何支部あるかということについてよく把握していないのですが、多良のほうは13支部ぐらいだったと思います。それから大浦のほうは20何支部だったか覚えていないのですが、会員数にしてはかなりの減少があります。16年度の会員数では多良のほうは432名、大浦のほうは583名ということで15年度からするとかなり50名ずつぐらいずつ減っているようです。

岩島委員

大浦は何支部ですか。

公民館長（寺田恵子君）

支部数は把握していませんが、20くらい。（「集落数は全部で20ですよ、大浦は」と呼ぶ者あり）20ありません、はっきり覚えていません。多良の方は13支部ぐらいだったと思います。

今、婦人会の会員数が減ってきていますのは、若い婦人さんの連帯感の希薄化とか、いろんな役をしなくてはならないというような婦人会の役割などをしたくないというようなことで、組織を維持していくのが大変難しくなっている。維持活動はされているということですので、私たちとしてそれを継続はしていただきたい、婦人会の力というのは地域においては大変強いものがあると思います。いろんな活躍をしていただいていますので、組織としては続けていただきたいと思いますが、なかなかそれが会長になる人がいないとか、若い人が離れていますので、高齢化をしているというようなこともありますので、私たちのほうもなんとか継続をしていかれませんかというようなことは常日頃言っています。大浦と多良のほうではまた活動が違ってですね、大浦のほうが発達にされています。多良のほうも大変協力をしてもらっているのは事実です。

新生活運動についてはチラシ印刷だけかという質問でしたが、看板を作成をして、うちのほうで保存をして、借りられる人に貸し出しをしています。それから、地域のほうにも看板をして新生活の推進をしてもらっていますが、確かに今委員が言われるように組織としてマンネリ化というのがありますが、うちのほうで推進協議会の総会をしまし

た折に、会長いらっしゃいますけど、問いかけをしまして協議会のこの見直しを図りたいということもしております。それから、アンケートもしてまうけれど、なかなかアンケートの回収率が悪いという事で、関心が薄れているのかなというのもあります。協議会自体推進しても出来ていないのではないかとこのように町民の人達の関心がないのかなという思いを抱いています。今後、総会、推進協議会に中において、アンケートを入れて協議をしていきたいというふうに考えています、組織のあり方についてですね。

以上です。

竹下委員

新生活運動の内容的にとってもどうせ香典返しの廃止とか色々でしょうけれども、まあ想像ですけど、せっかく続けるなら守れるものをしてください。守れないものを毎年同じものをして、果たして、あったほうが良いのかなという疑問も私は抱いています。

公民館長（寺田恵子君）

婦人会の支部数ですが、多良のほうは13支部、大浦が11支部です。

助役（木下慶猛君）

行政改革委員会が21日に最後で答申受けるわけですね、それを受けて、議会のほうにも報告するわけですが、先程岩島委員からは病院だけと言われましたが、そこら辺は議会から3人選出されていますので、相談してしたいと思いますが、議長を含めてですね、もし、病院だけという事だったら28日に臨時議会があるから良いわけですが、3人に相談させてもらえんですか。

岩島委員

本当言えば、行革委員会に掛ける前に、一般の我々議員にはこの前も出してあるわけですね、そして意見も聞いてあるわけです。しかし、今度は日にちもなかけん、21日だからと言われればないわけでしょ。だから行革委員会で私たちの意見というのは、実はタベどうだこうだ言われて、ああいうところで私たちが質問するあれじゃないわけですよ。私たちもこの中身については質問したかこともあるわけですよ。だからそういう機会が欲しいなあと思っているわけですが、行革委員会が21日決定していれば、それ前に出来るのか出来ないのかですが、その前に他の議員がいや良かよせんばいかんとなればしてもらわないといけんですけど、私はその前にしてもらいたかったなというのがあります、一般に公開される前にですね。まあしてからでもかまいませんが、中身について質問がないですかと言われて、私はあそこでどうじゃこうじゃという質問する昨日の立場じゃないものですから。この病院の問題には質問したい事があるわけですよ。これは大きな問題ですからね、出来ないなら出来なくていいですよ私は。あいどん、その辺もピシッとしてください。

助役（木下慶猛君）

どうせですね、21日に最終答申を受けるわけですから、それは当然報告するわけですからね。

決算審査特別委員長（末次利男君）
これをもちまして質疑を終了します。

討論の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）
討論なしと認めます。よってこれより議案第61号から議案第66号までの6議案を一括して採決します。

- 議案第61号 平成16年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成16年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成16年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成16年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成16年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成16年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上6議案は、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）
異議なしと認めます。

よって、平成16年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、原案どおり認定すべきものと決定しました。

決算審査特別委員長（末次利男君）
これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了します。
お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）
異議なしと認めます。

よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。

決算審査特別委員長（末次利男君）
これをもって、企業会計、一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたしますが、閉じるにあたりまして一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、31日、7日、10日と3日間にわたりまして、終始慎重にご審議いただきましてまことにありがとうございました。最後になりますが、議長と町長にご挨拶をお願いします。

《 議長あいさつ 》

《 町長あいさつ 》

午後4時13分 閉会